

令和8年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月11日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治体法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
承認第1号の上程、説明、質疑、採決	7
議案第1号～議案第14号の上程、説明	8
議案第15号～議案第21号の上程、説明	11
議案第22号～議案第29号の上程、説明	18
議案第30号～議案第31号の上程、説明	25
議案第32号～議案第33号の上程、説明	26
議案第34号の上程、説明	27
議案第35号の上程、説明	28
一般質問	29
森 隆 之 君	29
緑 川 茂 君	37
北 條 利 雄 君	44
青 戸 義 之 君	55
窪 木 浩 一 君	58

遠藤貴人君	66
散会の宣告	82

第2号 (3月17日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	86
出席議員	86
欠席議員	86
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
職務のため出席した者の職氏名	87
開議の宣告	88
諸般の報告	88
議事日程の報告	88
議案第33号の撤回理由の説明、採決	88
日程の順序の変更	89
議案第1号～議案第14号の質疑、討論、採決	90
議案第15号～議案第21号の質疑、討論、採決	93
議案第22号～議案第29号の質疑、討論、採決	94
議案第30号～議案第31号の質疑、討論、採決	96
議案第32号の質疑、討論、採決	97
議案第34号の質疑、討論、採決	98
議案第35号の質疑、討論、採決	98
発議第1号～発議第2号の上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	99
請願第1号の審査結果報告、質疑、討論、採決	100
議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について	101
日程の追加	102
発議第3号の上程、採決	102
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
同意第1号の上程、説明、採決	105

諮問第1号の上程、説明、採決	107
閉会の宣告	108
署名議員	109

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和8年第1回鮫川村議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和8年3月11日(水曜日) 午前10時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度鮫川村一般会計補正予算(第5号))

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 5 議案第 1号 鮫川村教育委員会事務局の指導主事の給与等に関する条例

提案理由の説明

日程第 6 議案第 2号 鮫川村幼児送迎バスの運行及び利用に関する条例

提案理由の説明

日程第 7 議案第 3号 鮫川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

提案理由の説明

日程第 8 議案第 4号 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 9 議案第 5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第10 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第11 議案第 7号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第12 議案第 8号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

- 日程第13 議案第 9号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第14 議案第10号 鮫川村特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第15 議案第11号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 鮫川村火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第16号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第17号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第18号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第19号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第20号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第21号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第22号 令和8年度鮫川村一般会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第28 議案第24号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第29 議案第25号 令和8年度鮫川村介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和8年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 令和8年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 令和8年度鮫川村簡易水道事業会計予算
- 日程第33 議案第29号 令和8年度鮫川村集体落排水事業会計予算
- 日程第34 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（中の沢地域振興組合）
- 日程第35 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水施設運営管理組合）

- 日程第36 議案第32号 村有財産の無償貸付について
日程第37 議案第33号 村有財産の無償貸付について
日程第38 議案第34号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第39 議案第35号 工事請負契約の変更について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	緑川茂君
10番	前田武久君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	宗田雅之君	副村長	板垣良夫君
教育長	藤田充君	総務課長	矢吹かおり君
住民福祉課長	鈴木庄悟君	農林商工課長	我妻正紀君
地域整備課長	鈴木隆寛君	教育課長	渡邊敬君
村づくり推進室長	船木博枝君	代表員	森洋君
監査委員			
会計兼出納室長	鈴木千鶴子君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古館甚子	書記	緑川正和
------	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第1回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長、教育委員会教育長並びに代表監査委員に出席を求めました。

2月6日、東白衛生組合第1回定例会が開催され、組合議会議員の森田議員より別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

令和7年12月24日並びに令和8年2月27日、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、議員派遣、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。
村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和8年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

日の光に春の訪れを感じる季節となりましたが、まだ朝晩は寒暖差の大きい日が続いております。皆様におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

さて、令和11年度の開校を目指して計画を進めております義務教育学校の整備につきましては、多くの関係機関の協力の下、昨年、建設場所を決定し、現在、測量や地質調査、学校施設の配置検討などを進めているところであります。

現在の小学校校舎は築46年、中学校校舎は築56年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況にあります。村の財政状況を十分に踏まえながら、本村の未来を担う子供たちのため、安全で安心できる、よりよい教育環境を一日でも早く整備してまいります。

また、物価高が続く中、保護者の皆様の経済的負担を軽減するため、本村ではこれまで給食費の無償化や各教科の検定料の全額支援に取り組んでまいりました。これに加え、令和8年度から、小中学校の教材費の無償化を実施し、義務教育学校の整備と併せて、子育て環境のさらなる充実を図ってまいります。学校のない村に未来はないものとの考えの下、教育環境の整備を着実に進めてまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

食の安心安全を守るとともに、本村の魅力である里山の景観を将来にわたり守り引き継いでいくためには、基幹産業である農業の振興が大変重要であります。

現在、就農者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が拡大する中で、昨年、本村では安全な食の提供と儲かる農業の実現を目指し、オーガニックビレッジ宣言を発信したところであります。今年度におきましても、スマート農業の導入推進や有機食材など特産品の安定供給に取り組み、高収益で魅力ある農業の実現とともに、農地の集約化や新たな担い手の育成に努めてまいります。

さらに、農業振興と併せて地域資源を生かし、人が集まる施策も重要であります。

昨年、関係人口の拡大を図るため、村の温泉さざり荘の周辺にモミジを植栽いたしました。今年度におきましても、溪流と四季折々の景観を楽しめる強滝地内の景観整備を進め、村内外から多くの方に訪れていただける新たな観光拠点づくりに取り組みたいと考えております。また、本村が誇る観光資源である鹿角平観光牧場、江竜田の滝などにもさらに磨きをかけ、関係人口の創出につなげてまいります。

高齢者福祉につきましても、村と関係団体が連携し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、迅速かつ包括的な支援体制の充実に努めてまいります。人口減少や高齢化が進む中ではありますが、様々な施策に積極的に取り組み、にぎわいのある村、そして住み続けたいと思える村づくりを進めてまいります。

さて、本議会でご審議いただく案件は、条例14件、補正予算7件、当初予算8件、その他7件、計36件であります。

本議会には、令和8年度当初予算をはじめとする重要な案件を提出させていただいております。各議案の詳細につきましては、後ほど説明申し上げますので、議員各位におかれましては慎重なご審議を賜り、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、議会冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

3番 青戸義之君 及び

5番 森田重男君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果において、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

[6番 森 隆之君 登壇]

○6番（森 隆之君） 去る2月27日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和8年第1回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に提出されます案件は、村長提出議案36件となります。また、本定例会に議員発議2議案を提出予定をしております。請願書1件を受理しましたが、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。このほか陳情書等4件を受理しましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定により、その写しを議員配付することにいたしました。

また、一般質問ですが、6名9件の通告がございました。いずれも通告どおり質問を許可するべきものと認めました。

会期については、本日3月11日から17日までの7日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの7日間と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田武久君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和7年度鮫川村一般会計補正予算第5号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

専決第1号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、令和8年2月8日投開票の衆議院議員総選挙の執行経費を計上したものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年1月19日に専決処分をしたものであります。同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

議案書の3ページ、歳入歳出、補正予算、事項別明細書の1ページをご覧ください。

補正前の予算総額40億2,874万6,000円に対し、今回420万を増額し、補正後の予算総額を40億3,294万6,000円とするものであります。

事項別明細書の2ページをご覧ください。

歳入につきましては、15款県支出金、3項1目5節選挙費委託金に委託金として420万を受け入れるものです。

歳出につきましては、2款総務費、4項3目衆議院議員総選挙費536万6,000円を計上し、歳入の不足分を補填するため、13款予備費を116万6,000円減額するものであります。

以上で、承認第1号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

専決処分の承認でありますので、討論を省略します。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第14号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第5、議案第1号 鮫川村教育委員会事務局の指導主事の給与等に関する条例から日程第18、議案第14号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの14議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第1号から議案第14号までの14議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

初めに、議案第1号 鮫川村教育委員会事務局の指導主事の給与等に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会事務局に設置する指導主事のうち、福島県市町村立学校教育職員から引き続き鮫川村教育委員会事務局の職員に任用されたものの給与等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号 鮫川村幼児送迎バスの運行及び利用に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、これまでこどもセンターの保護者協議会によって運営されてきた幼児送迎バスを村が主体となって運行することに伴い、安全管理体制の一層の強化と運営の安定性を確保するため、運行及び利用に関し新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 鮫川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

議案第4号 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、重点施策をより迅速かつ効果的に推進するための体制強化として、農林商工課と村づくり推進室を統合し、新たに産業振興課を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

議案第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、先に開催した特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、報酬月額及び期末手当の支給

割合を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、先に開催した特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、年額による報酬を引き上げるために、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の22ページをご覧ください。

議案第7号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、先に開催した特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、給料月額及び期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の24ページをご覧ください。

議案第8号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、鮫川村奨学基金に寄附があったため、基金の額等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案書の25ページをご覧ください。

議案第9号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案書の28ページをご覧ください。

議案第10号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案書の30ページをご覧ください。

議案第11号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正による過料上限額の引上げに対応するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の31ページをご覧ください。

議案第12号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金を課税額に加えることになったこと及び国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ並びに子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を設定するとともに、5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得についても引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の36ページをご覧ください。

議案第13号 鮫川村火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、現在、気象用語として使用されていない文言が条例に残っていたことから、これらを改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の37ページをご覧ください。

議案第14号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、福島県道路占用料徴収条例の一部改正に準じ、道路占用料に関する所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第1号から議案第14号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第15号～議案第21号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第19、議案第15号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第25、議案第21号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）までの7議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第15号から議案第21号までの7議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和7年度一般会計、特別会計、公営企業会計補正予算の各科目の減額補正につき

ましては、主に事業の完了に伴い予算を整理するためのものでありますので、詳細な説明を省略させていただきます。

また、歳出予算の各科目に計上されております1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費など、人件費に関する補正につきましても、予算を整理するためのものでありますので、これらの人件費の個別の説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

各会計の補正予算の事業費、内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出、補正予算、事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、板垣副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、板垣君。

〔副村長 板垣良夫君 登壇〕

○副村長（板垣良夫君） 初めに、議案第15号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の43ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをご覧ください。

補正前の予算総額40億3,294万6,000円に対し、今回1億2,944万5,000円を減額し、補正後の予算総額を39億350万1,000円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

8ページをお開き願います。

7款1項1目1節地方消費税交付金の一般財源分647万6,000円及び2節地方消費税交付金の社会保障財源分806万4,000円の増額につきましては、交付金の決定によるものであります。

次に、10款地方交付税、1項1目1節地方交付税7,645万7,000円の増額につきましては、令和7年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

14款国庫支出金、2項1目、9ページをご覧くださいまして、社会保障・税番号制度システム整備費464万2,000円の増額につきましては、戸籍附票システム改修業務の財源として受け入れるものであります。

10ページをお開き願います。

15款県支出金、2項6目1節教育費県補助金1億3,466万6,000円の減額につきましては、建設候補地の変更により県立高等学校空き校舎等利活用支援事業費補助金を減額するものであります。

次に、16款財産収入、1項2目1節利子696万2,000円の増額につきましては、各種基金の預金利子について金利の引上げに伴い計上するものであります。

11ページをご覧ください。

17款寄附金、1項1目1節66万1,000円の増額につきましては、地域振興費寄附金として受け入れるものであります。

同じく3目1節教育費寄附金29万9,000円の増額につきましては、奨学基金への寄附金を受け入れるものであります。

12ページをお開き願います。

20款諸収入、2項1目1節村預金利子85万円の増額につきましては、歳計現金預金利子について金利の引上げに伴い計上するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

13ページから14ページにかけてご覧ください。

2款総務費、1項1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金のうち734万円の増額につきましては、一般職及び会計年度任用職員の退職手当負担金の確定見込みによるものであります。

同じく5目財産管理費、24節積立金9,090万5,000円の増額につきましては、財政調整基金ほか5つの基金に積み立てるものであります。

同じく6目企画費、15ページをご覧くださいまして、18節負担金補助及び交付金のうち生活バス路線運行費補助金63万1,000円の増額につきましては、福島交通に対し燃料費及び人件費の高騰に伴う運行欠損額を補填するものであります。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料のうち戸籍附票システム改修業務464万2,000円の増額につきましては、戸籍附票への旧氏等記載対応のため、次年度に繰り越して実施する費用を計上するものであります。

16ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、12節委託料90万円の増額につきましては、村民保養施設指定管理業務における施設の修繕に要した経費を計上するものであります。

17ページをご覧ください。

同じく2項4目認定こども園保育部費、10節需用費45万円の増額につきましては、物価高騰による給食材料費の不足分を計上するものであります。

18ページから19ページにかけてご覧ください。

4款衛生費、1項4目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金のうち飲料水確保対策事業補助金130万1,000円の増額につきましては、見込みを上回る申請件数となったことから不足分を計上するものであります。

次に、6款農林水産業費、1項2目農業総務費、12節委託料300万円の増額につきましては、直売所・堆肥センター等施設指定管理業務における機器修繕、備品購入等に要した経費計上するものであります。

21ページをお開き、ご覧願います。

7款商工費、1項4目鹿角平観光牧場費、12節委託料8万9,000円の増額につきましては、鹿角平観光牧場指定管理業務における井戸水滅菌器の設置に要した経費を計上するものであります。

22ページをお開き願います。

10款教育費、1項2目事務局費、27節繰出金30万円の増額につきましては、寄附金を奨学基金へ繰り出すものであります。

23ページをご覧願います。

同じく2項2目教育振興費、10節需用費16万3,000円の増額につきましては、教師用の指導書を購入するものであります。

同じく5項2目公民館費、24ページをお開きいただきまして、14節工事請負費35万6,000円の増額につきましては、Wi-Fi設備の増設など公民館施設設備改修工事費を計上するものであります。

同じく17節備品購入費16万1,000円の増額につきましては、義務教育学校等開設準備室の会議室移動に伴い、カラープリンターを1台購入するものであります。

同じく6項2目体育施設費、12節委託料73万3,000円の増額につきましては、村内体育施設指定管理業務における光熱水費について、不足が見込まれることから計上するものであります。

次に、議案書の47ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。

記載の5事業につきまして、諸事情により令和8年度に繰り越す見込みのある事業となっております。右側に記載の金額は、それぞれの事業の上限額として決定いただくものであります。

次に、議案書の48ページをお開き願います。

第3表、地方債補正につきましてご説明申し上げます。

緊急自然災害防止対策事業債につきまして、事業費の確定などにより補正するものであります。

続いて、各特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第16号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の49ページ、事項別明細書の30ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額5億1,615万5,000円に対し、今回171万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億1,443万9,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書の31ページをお開き願います。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付税のうち特別調整交付金190万4,000円の増額につきましては、へき地直営診療施設運営費68万4,000円及びその他特殊事情分122万円の増額によるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

33ページをお開き願います。

8款諸支出金、2項1目直営診療施設勘定繰出金、27節繰出金68万4,000円の増額につきましては、特別調整交付金を直診勘定へ繰り出すものであります。

次に、議案第17号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の51ページ、事項別明細書の35ページをお開き願います。

修正前の歳入歳出予算総額5,709万8,000円に対し、今回112万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5,597万3,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の36ページをご覧願います。

1項診療収入、1項3目後期高齢者診療報酬収入188万円の増額につきましては、収入見込みにより計上するものであります。

3款繰入金、2項1目1節事業勘定繰入金68万4,000円の増額につきましては、特別調整交付金を事業勘定から繰り入れるものであります。

37ページをご覧願います。

6 款県支出金、1 項 1 目 1 節診療所費補助金40万円の増額つきましては、医療施設等物価高騰対策支援金を受け入れるものであります。

次に、38ページをお開き願います。

歳出につきましては、各科目の整備予算に伴う不用額について減額するものであります。

次に、議案第18号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の53ページ、事項別明細書の39ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額 5 億5,304万7,000円に対し、今回1,520万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を 5 億3,783万9,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の40ページをお開き願います。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正総額89万4,000円の増額につきましては、保険料の徴収見込みによるものであります。

次に、2 款国庫支出金、3 款支払基金交付金、4 款県支出金の各科目の補正につきましては、介護給付費等の実績見込みに対する交付額の確定によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

42ページをお開き願います。

2 款保険給付費の各項各目の補正額は、給付費の見込みによるものであり、合計1,149万5,000円の減額となっております。

次に、議案第19号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書の56ページ、事項別明細書45ページをお開き願います。

補正前の予算額 1 億487万2,000円に対し、今回787万4,000円を減額し、補正後の予算総額を9,699万8,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の46ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目 1 節運営費負担金310万7,000円の減額及び2 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金501万2,000円の減額につきましては、運営費の確定により減額するものであります。

次に、4 款諸収入、3 項 1 目 1 節雑入24万5,000円の増額につきましては、ふくしま旬の

食材等活用推進事業助成金を受け入れるものであります。

47ページをご覧願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目 12 節委託料401万円の減額につきましては、業務実績見込みによるものであります。

2 款給食費、1 項 1 目 10 節需用費24万5,000円の増額につきましては、ふくしま旬の食材等活用推進事業による給食材料費を計上するものであります。

次に、議案第20号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の58ページ、事項別明細書の48ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額4,067万4,000円に対し、今回728万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,796万1,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の49ページをお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目の補正総額804万9,000円の増額につきましては、保険料の徴収見込みによるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目 18 節負担金補助及び交付金728万7,000円の増額につきましては、今回歳入で補正しました保険料等を後期高齢者医療広域連合に納付するためのものであります。

次に、議案第21号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の60ページ、補正予算実施計画の50ページをお開き願います。

収益的支出の補正前の既決予定額9,757万7,000円に対し、今回91万4,000円を減額し、補正後の予算総額を9,666万3,000円とし、資本的支出の補正前の既決予定額3,939万4,000円に対し、今回8万円を増額し、補正後の予算総額を3,947万4,000円とするものであります。

補正予算明細書の51ページをお開き願います。

収益的支出の主な補正予算につきましては、1 款簡易水道事業費用、1 項 2 目工事請負費97万4,000円の減額は、塚本地区段差解消配水管移設工事の不用額であります。

資本的支出の補正予算につきましては、1 款資本的支出、4 項 5 目積立金8万円の増額は、

公営企業資金運用基金利子を計上するものであります。

以上、議案第15号から議案第21号までの7議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第22号～議案第29号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第26、議案第22号 令和8年度鮫川村一般会計予算から日程第33、議案第29号 令和8年度鮫川村集落排水事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 議案第22号から議案第29号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和8年度は人口減少に立ち向かい、地域に人の流れを生み出すとともに、安心して住み続けられる村づくりを進める重要な年度であります。

当初予算の編成に当たりましては、令和8年度予算編成方針及び重点項目に基づき、これまで積み重ねてきた施策をさらに加速させ、持続可能な鮫川村を実現するための事業予算を計上させていただきました。

当初予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び令和8年度一般会計、特別会計、公営企業会計予算書及び予算説明書をご覧ください。

これらを用いた議案の詳細につきましては、板垣副村長から説明を申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長。

〔副村長 板垣良夫君 登壇〕

○副村長（板垣良夫君） 説明に当たりましては、令和8年度一般会計、特別会計、公営企業会計予算書及び予算説明書でご説明いたします。

1ページをお開き願います。

議案第22号 令和8年度鮫川村一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,900万円と定めようとするものであります。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債について定めるものであります。

7ページをお開き願います。

第2表、地方債によりご説明を申し上げます。

各事業費の限度額について辺地対策事業費7,830万円、過疎対策事業費1億6,610万円、緊急自然災害防止対策事業費6,540万円、合計3億980万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

再び1ページにお戻りいただきまして、第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入れの限度額を2億5,000万円とするものであります。交付金、補助金等の収入時期と起債の償還や大型事業の支払い時期のずれにより一時的に基金が不足した場合に、その対応をするために計上するものでございます。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を同一款内で流用できる場合は、給料、職員手当等及び共済費と定めるものであります。

次に、8ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出予算事項別明細書でございます。

令和8年度の当初予算総額は、前年度当初予算額と比較し1億4,500万円、4.15%の増となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

1款村税、1項村民税から5項入湯税まで、合計2億8,001万2,000円を計上しており、前年度比で20万7,000円の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、伐採による山林所得の増加などに伴い、村民税の増収が見込まれるためであります。

次に、2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税まで、合計5,700万円を計上しており、前年度比で700万円の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、地方揮発油譲与税における暫定税率廃止の影響を反映したものであります。

12ページをお開き願います。

7款地方消費税交付税につきましては前年度決算見込みにより7,700万円を計上しており、前年度比で1,000万円の増額となっております。

次に、8款環境性能割交付金につきましては100万円を計上しており、前年度比で200万1,000円の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、自動車税環境性能割の廃止による影響を反映したものであります。

13ページをご覧ください。

次に、9款地方特例交付金につきましては1,100万円を計上しており、前年度比で950万の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、地方揮発油譲与税及び自動車税環境性能割の減収補填分を反映したものであります。

次に、10款地方交付税につきましては16億1,767万9,000円を計上しており、前年度比で573万8,000円の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、令和7年度国勢調査結果による人口の算定基礎に基づく影響を反映したものであります。

14ページをお開き願います。

13款使用料及び手数料、1項使用料から15ページの2項手数料まで合計2,428万円を計上しており、前年度比で167万4,000円の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、村営住宅使用料及び村税、戸籍等の各種証明手数料の減少を反映したものであります。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金から17ページの3項委託金まで合計2億1,221万8,000円を計上しており、前年度比で3,934万1,000円の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、事業完了に伴うデジタル田園都市国家構想交付金及びデジタル基盤改革支援補助金の減額によるものであります。

18ページをお開き願います。

15款県支出金、1項県負担金から21ページの3項委託金まで合計4億4,429万5,000円を計上しており、前年度比で6,034万円の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、義務教育学校等建設候補地の変更に伴う県立高等学校空き校舎等利活用支援事業費補助金の減額によるものであります。

一方で、農地利用効率化等支援交付金、広葉樹林再生事業費補助金などの増額を見込んでおります。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入から22ページをお開きいただきまして、2項財産売払収入まで合計1,496万6,000円を計上しており、前年度比で873万7,000円の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、各種基金の預金利子が金利の引上げに伴い増加することを見込んだものであります。

次に、18款繰入金、1項特別会計繰入金から24ページをお開きいただきまして、2項基金繰入金まで合計5億154万5,000円を計上しており、前年度比で2億1,515万8,000円の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、庁舎等長寿命化事業費に対する公有施設整備基金繰入金の増額、特産品育成、地域産業振興事業費及び観光推進事業費に対するふるさとづくり基金繰入金の増額などを見込んだものであります。

次に、20款諸収入、1項延滞料、加算金及び過料から26ページをお開きいただきまして、5項雑入まで合計3,893万9,000円を計上しており、前年度比で334万7,000円の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、県に派遣していた職員に係る負担金が、派遣期間の終了に伴い減額となったものであります。

次に、21款村債につきましては、合計3億980万円を計上しており、前年度比で2,060万円の増額となっております。

増額の主な理由といたしまして、過疎対策事業債では保健センター空調設備改修事業を含む5事業、緊急自然災害防止対策事業債では村道維持補修事業を含む2事業に対する起債額が増加したためであります。

次に、歳出予算につきましては、先月17日に開催しました議会全員協議会におきまして、一般会計予算の主要事業の概要をご説明させていただきましたので、お手元に配付いたしました議案要旨に添付の令和8年度一般会計当初予算案主要事業調書、特別会計、公営企業会計当初予算案概要調書をご覧ください。ことで説明は省略させていただきます。ご了承のほどお願いいたします。

続きまして、各特別会計について、公営企業会計についてご説明申し上げます。

104ページをお開き願います。

議案第23号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましてご説明申し上げます。

108ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

歳入歳出予算総額は4億8,687万7,000円、前年度比1,561万2,000円の減額となっております。

109ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましては、1 款国民保険税6,236万円を計上しており、前年度比で1,703万円の減額となっております。

なお、保険税の本算定につきましては、6 月議会定例会において国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申を基に提案する予定となっております。

115ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましては、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付分から116ページの4 項子ども・子育て支援金分まで、合計8,639万9,000円を計上しており、前年度比で2,015万9,000円の減額となっております。

これは、県の納付金算定に基づき計上するものであります。

次に、123ページをお開き願います。

議案第24号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算につきましてご説明申し上げます。

125ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

歳入歳出予算総額は5,387万3,000円、前年度比172万6,000円の増額となっております。

126ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましては、1 款診療収入、1 項外来収入2,971万5,000円を計上しており、前年度比で117万7,000円の増額となっております。

128ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましては、1 款総務費、1 項1 目一般管理費において、主に職員の人件費や施設管理費として3,723万6,000円を計上しており、前年度比で122万2,000円の増額となっております。

次に、134ページをお開き願います。

議案第25号 令和8年度鮫川村介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

137ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

歳入歳出予算総額は5 億5,589万8,000円、前年度比1,541万2,000円の増額となっております。

138ページをご覧願います。

歳入の主なものにつきましては、1 款保険料1 億953万8,000円を計上しており、前年度比で336万1,000円の増額となっております。

143ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましては、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から148ページをお開きいただきまして、6項特定入所者介護サービス等費まで合計4億9,714万2,000円を計上しており、介護サービスの利用状況を反映した結果、前年度比で1,408万9,000円の増額となっております。

次に、154ページをお開き願います。

議案第26号 令和8年度鮫川村学校給食センター特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

157ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

歳入歳出予算総額は1億697万3,000円、前年度比823万8,000円の増額となっております。

158ページをご覧願います。

歳入の主なものにつきましては、1款分担金及び負担金、1項負担金において、古殿町負担金6,321万9,000円を計上しており、前年度比で336万6,000円の増額を見込んでおります。

次に、5款村債の過疎対策事業債において給食費の無償化に伴う収入の財源不足を補うため700万円を計上するものであります。

160ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費、1項1目一般管理費において6,634万2,000円を計上しており、前年度比で725万2,000円の増額となっております。

この増額は主に施設管理費における洗浄室エアコン設置工事などによるものであります。

次に、167ページをお開き願います。

議案第27号 令和8年度鮫川村後期高齢者医療特別会計につきましてご説明申し上げます。

169ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

歳入歳出予算総額は5,416万4,000円、前年度比1,402万円の増額となっております。

170ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましては、1款後期高齢者医療保険料3,907万6,000円を計上しており、前年度比で1,103万9,000円の増額となっております。

これは、広域連合の保険料算定に基づき計上したものであります。

172ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金5,348万3,000円を計上しており、前年度比で1,370万4,000円の増額となっております。

次に、174ページをお開き願います。

議案第28号 令和8年度鮫川村簡易水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

192ページの予算明細書のほうをお開き願います。

収入の予定総額は8,527万9,000円、前年度比1,032万6,000円の増額となっております。

主なものにつきましては、1款簡易水道事業収益、2項営業外収益において6,211万7,000円を計上しており、前年度比で1,031万2,000円の増額となっております。

他会計補助金として、企業債償還金利子などに係る一般会計からの繰入金を見込んだものであります。

193ページをお開き願います。

次に、支出予定総額は8,916万2,000円、前年度比604万7,000円の減額となっております。

主なものにつきましては、1款簡易水道事業費用、1項4目減価償却において4,494万3,000円を計上しており、前年度比で451万7,000円の減額となっております。

これは、有形固定資産減価償却費の減額によるものであります。

195ページをお開き願います。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の予定総額は3,857万2,000円、前年度比17万8,000円の増額となっております。

1款資本的収入において企業債償還金元金にかかる一般会計からの繰入金として、3,857万2,000円を計上しております。

次に、支出の予定総額は3,957万2,000円、前年度比17万8,000円の増額となっております。

1款資本的支出、2項1目企業債償還金では、企業債元金償還金として3,857万2,000円を計上しております。

196ページをお開き願います。

議案第29号 令和8年度鮫川村集落排水事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

210ページの予算明細書をお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の予定総額は3,429万7,000円、前年度比434万8,000円の増額となっております。

主なものにつきましては、1款集落排水事業収益、2項営業外収益において2,518万円を計上しており、前年度比で454万1,000円の増額となっております。

他会計補助金として、施設管理費、企業債償還金利子などに係る一般会計からの繰入金を見込んだものであります。

211ページをお開き願います。

次に、支出予定総額は3,505万3,000円、前年度比420万1,000円の減額となっております。
主なものにつきましては、1款集落排水事業費用、1項3目係費350万5,000円を計上しており、前年度比で250万3,000円の減額となっております。

これは、農業集落排水事業経営戦略改定業務が完了したことによるものであります。

212ページをご覧ください。

資本的収入及び支出であります。

収入及び支出の予定総額はそれぞれ1,628万3,000円、前年度比205万8,000円の減額となっております。

これは、一般会計から1,628万3,000円を繰り入れ、企業債元金を償還するためのものであります。

以上で、議案第22号から議案第29号までの8議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第30号～議案第31号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第34、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（中の沢地域振興組合）から日程第35、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水施設運営管理組合）までの2議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第30号、議案第31号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の61ページをお開き願います。

初めに、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの鮫川村中の沢集落センターの指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

過去の実績に基づきまして、中の沢地域振興組合を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書、62ページをお開き願います。

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの戸倉地区簡易排水処理施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

過去の実績に基づきまして、戸倉地区簡易排水処理施設運営管理組合を指定管理者として指定するものであります。

以上で、議案第30号、議案第31号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第32号～議案第33号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第36、議案第32号 村有財産の無償貸付についてから日程第37、議案第33号 村有財産の無償貸付についてまでの2議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第32号、議案第33号の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の63ページをご覧ください。

初めに、議案第32号 村有財産の無償貸付についてご説明を申し上げます。

本案は、村が所有する土地の所在地、地目及び地積、大字赤坂東野字広畑194番1、宅地、812.76平方メートル、同じく広畑195番1、宅地、132.42平方メートル。

次に、建物の所在地は、大字赤坂東野字広畑194番地1、構造は鉄骨造り、亜鉛メッキ鋼板ぶき、地下1階つき2階建て。

床面積は1階が346.14平方メートル、2階が308.88平方メートル、地下1階が39.74平方メートル及び附属設備を大字赤坂東野字広畑194番地の1、坂本弘美に対し、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、引き続き無償で貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書、64ページをお開き願います。

議案第33号 村有財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

本案は、村が所有する土地の所在地、地目及び地積、大字赤坂東野字葉貫70番、宅地、2,039.10平方メートル。

建物の所在地、同じく葉貫70番地、構造、木造、長尺カラー鉄板ぶき平屋建て。

床面積229.65平方メートルについて、村有財産活用の民間提案を募集したところ応募があった大字赤坂東野字葉貫57番地、一般社団法人あぶくまエヌエスネット代表理事進士徹に対し、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第32号、議案第33号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第38、議案第34号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第34号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の65ページ及びお手元に配付いたしました鮫川村過疎地域持続的発展計画案をご覧ください。

本計画を策定するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

計画案の22ページをご覧ください。

本計画の基本方針につきましては、鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略の基本方針に沿って地域の持続的発展に向けた基本方針を定めたところであります。

次に、23ページをお開き願います。

本計画では、この基本方針に基づき4つの基本目標を掲げております。

地域ブランド「まめな暮らし」で稼げる村づくり、「つながり」を活かす村づくり、「こどもがまんなか」を実現する村づくり、「人が集まる」美しい村づくりであります。

これらの目標達成を通じて、村の経済基盤の強化、生活環境の整備、社会減による人口減少の抑制を目指してまいります。

次に、24ページをご覧ください。

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

また、27ページからは各分野における現況分析や問題点を挙げ、それに基づき過疎債を活用した事業を計画しております。

前計画より新たに加わった主な事業としましては、村道余所内・大平線舗装工事、高齢者総合福祉センター地盤改良工事、義務教育学校等建設工事、教材費の無償化事業であります。これらを含む計画に盛り込まれた事業につきましては、財政状況を考慮しながら、優先度に応じて選択し、実施してまいります。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第39、議案第35号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案書の66ページをご覧ください。

議案第35号 工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和7年2月20日に株式会社グリーンサービス福島代表取締役菊池忠夫との間で締結いたしました令和6年災第1001号 村道内ヶ竜滝ノ下線地すべり災害復旧工事の請負契約に関するものであります。

令和7年12月議会定例会におきまして、契約の変更について議決をいただいたところでありますが、今回工事内容の一部に変更が生じたため、再度契約の変更をお願いするものであります。

具体的には、のり面の植生工及びアンカー運搬費用に関して変更が生じたことから、さらに180万4,000円を減額し、契約額を2億1,036万4,000円とするものであります。

以上、議案第35号について、ご説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君） ここで、13時まで休憩します。

（午前11時41分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎一般質問

○議長（前田武久君） 日程第41、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 森 隆 之 君

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

今般の一般質問に、私のほうから2点の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

特定地域づくり事業協同組合さめがわ未来デザイン協同組合についてでございます。

令和5年6月、第4回議会定例会において、環境公社を設立する前段として、特定地域づくり事業協同組合を設立するとの答弁をしております。これは、当時の副村長の答弁だったと思います。

現在、さめがわ未来デザイン協同組合として事業を展開していると思いますが、これまでの組合の収支状況や今後の事業計画等についてお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 6番、森隆之議員の1つ目の特定地域づくり事業協同組合についてのご質問に対してお答えいたします。

さめがわ未来デザイン協同組合は、令和6年11月27日付で福島県の認定を受け、同年12月2日付で派遣業の届出が受理されまして、事業開始となっております。

議員おただしの事業協同組合の収支状況であります。

まず、令和6年度につきましては、12月から令和7年3月までの決算となります。事業収支は16万6,000円、事業支出は174万7,000円であり、収支差引はマイナス158万1,000円となっております。また、令和6年度の村からの補助金は、国及び県と合わせまして86万円を支

出しております。

次に、令和7年度の決算見込みであります、事業収入が152万5,000円、事業支出が387万2,000円で、収支差引はマイナス234万7,000円となる見込みです。

この年度における補助金につきましては、193万5,000円を支出する予定となっております。

また、今後の事業計画についてであります、令和7年12月に理事会を開催しております、派遣職員の増員と登録事務所の増加を図ることとし、さらに、登録事業所の了解を得て、派遣料金を現在の1時間当たり1,100円から1,500円へ引き上げ、経営改善を図る方針で合意されたと伺っております。

村といたしましては、引き続き、事業協同組合の動向を注視してまいります。

以上、6番、森隆之議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 森隆之君。

○6番（森 隆之君） 今、収支状況の報告をお聞きしました。

それで、まだ立ち上がったばかりということで、一応2年目という形で迎えて、やっぱり、なかなか収支がプラスを向かないと。補助金を投入させないとやっていけないという状況かと思えます。

これが、何年度で黒字化計画するかという予定はございますか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 黒字化に関しましては、この協同組合とよく相談をしながら、どういう事業方向で進めるのか、相談しながら黒字化に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） なかなか、話し合ってみないと、どういう方向でいっていいかわからないという状況かと思うんですけれども、これ、そもそも、未来デザイン地域協同組合が始まる前の前段として、前副村長が令和5年の第4回定例会、6月定例会で、当時、前田議員、今の議長ですけれども、議長が質問をされた際に、こう答えています。前の鈴木副村長の前の渡邊副村長が、上野村に視察に行ってきましたと。そこで、上野村は振興公社というものを立ち上げて運営しております。ただ、その上野村にはからくりがございまして、水力発電を自前で持っているがため20億円の収益があると。収入がある。それによって環境公社を賄っているんで、当村としてはこの事例は合わないだろうということで、答弁をされております。

それで、例えば、環境公社を設立するに際しては、どれぐらいの費用がかかるのか。当時

の副村長の答えですと、4,000万近くかかりますと。通常で費用で総務の職員1人を雇う費用、またそれに建物、電気代、ガス代、水道代、あとパソコン購入とか、車両、公用車、もろもろ合わせて最低でもいろいろ4,000万を超えてしまうと。それプラス環境公社で、仮に草刈りを行うとした場合、機材等がこれには含まれていないのでレンタルとか、そういうのを合わせると相当な金額がかかってしまうと。

そういうことで、なかなか、やっぱり大きい人件費、あと備品等の購入ができないため、この前段として、環境公社をつくる前段として、協同組合というのをつくりますよという回答だったんですね。

ただ、この当時の考えはそうだと思うんですけども、それで最後に、環境公社につきましては、振興計画、そして、総合戦略に記載されているものでございますので、今すぐやめるということではございません。この協同組合の足がかりとしてこれがうまくいけば、多分環境公社に移行していくんだという考えだったと思うんですけども、ただ、ちょっとここから時がたって変わっていますので、現段階で村としては環境公社というものを立ち上げる計画でいっているのかどうかというのをお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（前田武久君） 村長、宗田君。
- 村長（宗田雅之君） 担当課長に説明させます。
- 議長（前田武久君） 農林商工課長。
- 農林商工課長（我妻正紀君） 農林商工課長です。

まず、特定地域づくり協同組合につきましては、人口減少や人手不足が進む中で、地域内の複数の事業所が協働で人材を確保し、安定的な雇用を創出することを目的として、国の制度に基づいて設立されたものであります。

従いまして、現時点では、さめがわ未来デザイン協同組合は、環境公社の設立を前提として設立したものではなくて、地域の人材確保や雇用の安定を図るための取組として位置づけしていると認識しております。

また、環境公社につきましては、これまでも地域課題への対応の一つを考えとして議論に触れていた経緯はありますけれども、現時点においては、具体的な設立計画や制度設計を進めている段階ではございません。

以上です。

- 議長（前田武久君） 森君。
- 6番（森 隆之君） そうしますと、当時の副村長の答弁とはちょっと違ってきて、これは

地域づくり協同組合はまた別物だということで、環境公社の前段階としてつくったものではないという考えでよろしいでしょうか。

それで、環境公社なんですけれども、このために、またこれも前の答弁なんですけれども、その特定地域づくり事業協同組合と、あと草刈り応援隊の設立によって、前段階で環境公社をつくる前のやつで、草刈り応援隊と特定地域づくり事業協同組合をやるんだよという回答になっているんですけれども、今、特定地域づくり事業協同組合はお聞きしました。草刈り応援隊は、どんな感じになっているのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に説明させます。

○議長（前田武久君） 村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（船木博枝君） 村づくり推進室長です。

草刈り応援隊につきましては、今年度までの3年の事業計画ということで実施して、一応完了しております。

来年度以降につきましては、自走でやっていただくような形でお話を、今進めている段階でして、まだ詳細のほうは決まっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） 今年度で終了ということで、なくすということなんですけれども、そうすると、もう一度整理しますと、環境公社はまだなかなかハードルが高く進めない。ただ、一応計画からは外さないということでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に説明させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長。

○農林商工課長（我妻正紀君） 当時の答弁にもあったかと思いますが、やはり環境を守っていくというのが村の務めだと思いますので、今後、環境公社含めて検討は進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） そうすると、環境公社は必要だということで分かりました。

特定地域づくり事業協同組合のほうなんですけれども、これを見ると、国からの認定を受

けて、あと10年間、期間があるかと思うんです。

その10年間のうちに、ここからどういった形で発展していくのか、このままの地域づくり協同組合のまま派遣事業としてずっと行っていくのか。

発展はないんでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 私のほうから答弁させていただきます。

一応、これは人夫を出して、人が足りない中で人を派遣している事業者でございます。

現在、マンパワー不足、これは全国的に、マンパワー不足でございます。そういう中で、1人でも2人でも世話をする、そして働いてもらうというのが、この企業の役目だと思っております。

ただ、財政状況を鑑みまして、財政的に合わないときには、これは企業でございますから、要するに村と検討を重ねていきまして、今後の動向を検討してまいりたいと思います。

○議長（前田武久君） 森隆之君。

○6番（森 隆之君） そうですね、補助金に関しましても、いつまでも補助金が出るわけではないので、ある程度、自分で収支がプラスにならないときには、そのときはやっぱり、解散ないし、考え方も必要かなと。

ずるずる引っ張って行って、何の将来性もなくそのまま続けるのも、ちょっとマイナスかなと思いますので、その際はちゃんと、ある程度のところで決断をしていただくような形が欲しいのかなと思います。

あと、環境公社についてなんですけれども、今回、大雪で各地区で倒木がありました。停電している場所もありました。

私、思うんですけれども、環境整備が必要であるのならば、やっぱり村が主導とした環境整備課ないし、そういう特別な課を設立したほうがいいんじゃないかと。地域整備課はございますけれども、地域整備課は本当にインフラ関係、道路、水道に特化して、そちらのほうで担当していただいて、環境整備に関しては、また特別な課で必ず山の森林の伐採ですよね、支障木の伐採とか山の環境整備、もちろん、村長が訴えている景観維持、そういうのを基本的に課としてやっていけばいいんじゃないかなと思うんですけれども、村の考えとしてはどうでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 今回、地域整備課の下にそういう方々を入れたい、準備したいと思

で募集をかけたところであります。

ただ、応募があったのは2件なんですけれども、いろいろな経歴など何か見たときに、ちょっと難しいなということで採用はしませんでした。

ただ、今、森議員が言ったとおり、ますます、村の人口の減少、高齢化だとか、後継者不足によって景観はだんだん乱れてきております。

村は今年度、道路側面の樹木などの伐採をするための機械を予算化しております。含めて、今後そういう方、例えば昔の失対だとか、そういう方があれば景観形成もスムーズにいくと思っておりますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） そうですね、一つ一つ、いろんな事象に対応していただいて、そのときそのとき、今回の環境公社の問題ではないんですけれども、時代ごとに多分、状況が変わってきます。

なので、そこはずっと引きずるのではなくて、駄目なものは駄目で止まって、違う考えを持って新しい方向に進む、そういった形でやっていってほしいなと思います。

特定地域づくり事業協同組合の件に関しては、これで質問を終了させていただきます。

次にまいります。

教育支援補助制度についてでございます。

昨年の6月議会定例会で教育支援補助事業の増額よりも、新しい支援の在り方で考えているが、まだ新設されていないとの教育長の答弁がございました。

その後、新設された教育支援補助制度はあるのか、お伺いいたします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 6番、森隆之議員の2つ目、教育支援補助制度についてのご質問にお答えします。

鮫川村はこれまでも、給食費無償化、修学旅行費の助成、高校生通学支援制度などを実施し、子育てしやすい村を提唱してまいりました。

一方、最近の物価上昇に加え、社会情勢の不安定さなどから、本村で学ぶ児童・生徒にさらなる支援として、学校教材費の無償化を導入しようと考えているところでございます。

公立小中学校では、法により、教科書、それからタブレット、これは無償になっておりま

すが、ほとんどの公立小中学校においては、学習ドリルや学用品は、保護者負担になっております。

鮫川村においても、学年によって異なりますが、年間約1万5,000円から2万5,000円の教材費が保護者負担となっておりますので、新年度からの教材費の無償化に取り組んでまいりたいと考えております。

教材費無償化には、経済的格差による教育格差の解消のほかに、自治体としての鮫川村の魅力向上と併せて、子育て支援の手厚い村としてアピールし、人口流出の防止、人口流入を促進することにあります。

教育委員会といたしましては、今後とも、様々な教育支援の在り方を探り、鮫川村で学ぶ子供たちが、学校が大好きで、心身ともにすくすく育っていく環境整備に努めてまいります。

以上、6番、森隆之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） 去年の段階では、なかなか、今お答えできるような支援は決まっていませんということでしたけれども、今年度に入って、学校教材費無償化にさせていただくということで、こちらはかなり教育長さんに頑張っていたのかなということで、感謝申し上げます。

鮫川は基本的に、一つ一つ教育の補助を見ていきますと、他市町村よりかなり手厚いんですね。いろんなことが無償になっていますし、いろんな支援がされております。

ただ、去年私が言ったのは物価高に対して、もうちょっとでも金銭的なものを上げていただきたいなということでは言ったところでございます。

それに関して、金額を上げるより、さらなる手厚い支援をしたいという教育長のお考えで、今回、その学校教材費無償化ということに決まったと思うんですけども、ちなみに、この学校教材費というのは副教材費ということでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） ここで言っているものはまさにそれでございます、学習のドリルですね、そういう類いのものです。

例えば、学年、校種によって違うんですが、大体のものを申し上げますと、国語教科、国語のテストとか、漢字スキルとか、それから、その他副読本に値するものですね。そういうものを挙げております。

ただ、教材費のほうは、筆箱とかファイルとかそういうものは、これまで同様、自前とす

るというふうな考えで計画をしております。

以上です。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） これはちなみに、小中学校どちらでもということでしょうか。

それで、中学生に関してなんですけれども、今ちょうど、先週、高校入試が終了しました。来週、どきどきしながら月曜日、合格発表を待っている子たちがいると思います。

それで、よかったのは、鮫川で夏と冬に塾の講師を呼んで、勉強、塾を開いているということなんですけれども、その塾の講師を呼んでやる勉強会なんですけれども、その回数を増やすとか、そういう考えはなかったんでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 実は、昨年度から夏休みを村としては延ばしました。

それに伴って、回数を増やしたという理由がございます。冬休みも2日やっているということがございます。計10日ほどやっているわけですが、子供たちは教室とは違った環境で、真剣に取り組んで参加しているという状況でございます。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） そうですね、一応2回やっているということなんですけれども、村で学習塾というのがないんですよ。

そんなに学習塾がなくて、希望する方は近隣町村のところに通ってお金を払って、お父さん、お母さんに送り迎えをしてもらって学んでいるという状況なんですけれども、これができれば理想ですけれども、村のほうで定期的に学習塾を開いていただければ、村の子供たちの学力も上がるのかなと思うんですけれども、そういった考えはございますか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

夏休み、冬休みに限ったということについては、これは受験対策ということでございますが、中学校においては3年生、冬休みはそのとおりですが、部活動が一応終わって、そして夏休みを迎えたときの対応ということでございます。

子供たちは、学期中はかなり忙しい思いをして生活していると思います。部活動もございます。

ただ、長期休業以外にも土日等、開けるようなことについては、子供たちの人数が減少する中においては、これから検討していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） 何せ、鮫川はこういう僻地なもので、なかなか親とかおじいちゃん、おばあちゃん、地域の人との協力がないと、学習するにもなかなか格差が出てしまうというような状況であります。なるべく格差をなくすために、平等な教育の提供と、あと望んでいる子がいれば、それ以上の教育の提供というのが理想かと思われまます。

なので、村としてもそういったところにちょっと着眼していただいて、ただ物を与えるだけではなく、そういった学力に結びつけるような方法も考えていただきたいなと思います。

今回、少なからず教育教材費の無償化が新設されたということで、これはこれですばらしいことだなと私は思いますので、今後とも期待しておりますので、一層の教育へのご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 緑 川 茂 君

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番。

[9番 緑川 茂君 登壇]

○9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

今回、3月定例会におきまして、通告どおり2件の質問をさせていただきます。

最初の質問は、村道見渡・酒垂線の道路区画線設置についてお尋ねをいたします。

村道見渡・酒垂線は、県代行事業として、県が村に代わって整備した道路であります。全線に歩道が設置されておりまして、村内でも主要な幹線道路であります。主要地方道、棚倉・鮫川線と勿来・浅川線を結ぶ連絡道路としても大変重要な路線であり、ふだんから利用者が多く、特に通勤時間帯には交通量が多い状況となっております。

このような重要路線であります。路面の劣化とともにセンターライン及び両側の外側線が全線にわたって全く消えてしまっている状態となっております。起点側には、宅地分譲地の西野団地、それから見渡団地があり、終点側にはこどもセンターがあります。交通安全対策面からも、また、道路環境整備の観点からも対処する必要があるというふうに思っております。

本来であれば、舗装を打ち替えての補修工事をした上で区画線を施工するのが望ましいわ

けであります。予算上の問題等もあるかと思えます。舗装面が傷んではいないものの、車両走行に支障を及ぼすようなわだち掘れが発生している箇所はございません。

このようなことから、取りあえず、区画線設置工事のみを早急に行うべきであると思えますが、考えをお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の1つ目、村道見渡・酒垂線の道路区画線設置についてのご質問にお答えします。

議員おただしの村道見渡・酒垂線の道路区画線設置につきましては、令和6年第4回議会定例会の一般質問において、2番、本郷弘義議員から同様のご質問をいただいております。その際には、今後、現道の舗装、補修などに合わせて整備を検討していく旨の答弁を申し上げたところでございます。

この路線は、平成11年3月に開通し、27年が経過しようとしておりますが、数年前にも地域住民の皆様からも区画線設置についてご要望をいただいております。

村といたしましても交通安全確保の観点から、区画線設置工事は必要であると認識しておりますが、多額の費用を要することから、早期の施工に至らなかった経過がございます。

しかしながら、令和8年9月1日施行の改正道路交通法施行令により、中央線や車両通行帯などがない生活道路の法定速度が60キロメートルから30キロメートルへ引き下げられることとなります。

本路線においても中央線が摩耗により消えてしまっている状況にあり、法定速度30キロメートルとなることから、適切な交通環境を確保するためにも早急な対応が必要であると判断いたしました。

このため、簡易的な方法による中央線の引き直しを実施することとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、9番、緑川茂議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 緑川君。

○9番（緑川 茂君） 今、中央線ですか、センターラインを対応するというようなお話でございました。

この道路なんです。歩道幅が3メートルございます。こういった町道、村道、こういった路線で歩道が3メートルあるという路線は、もうほとんどないものと思えます。お隣、棚

倉町においても、私が知っている限りではございません。藤田教育長の出身地である埜町でも、恐らく3メートルを要する歩道の町道はないと思います。

こういったすばらしい規格で設計された道路でありながら、この区画線が消えてしまっているというようなことから、非常に道路は広いんですが見栄えが悪いといえますか、道路景観を損ねてしまい、本当に残念だなというふうに私は思っているんです。やはり道路景観も里山景観と同じで、本当に大事なことであります。

このほかにも、このセンターラインが入った村道が数本あるかと思えます。こういった広い道路でありながら、やはり区画線が消えてしまっている路線がほとんどであります。

そういったことから、2車線道路というのは本当に重要な路線でもありますし、そういう中でも優先順位を決めた上で、そういう計画、こういうのを立てるべきじゃないかなというふうに思っていますが、考えはどうでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 村では5路線かな、1万何ぼというメートルのセンターラインがないところが現在ございます。

順次、予算を見ながら進めていきたいと思えます。

○議長（前田武久君） 緑川君。

○9番（緑川 茂君） そうですね、何分にもやっぱり、予算が限られております。

こういった広い道路のほかにも、1車線道路で村道がかなり本数、それから全体の延長があります。そういう中でも、本当に補修をしなければならないような状況の路線がいっぱいあります。そういう中でやっていくのは大変かなとは思いますが、そしてそのライン、とにかく見渡・酒垂線につきましては、先ほども言いましたように、本当にメインになる村道でございますので、先ほどセンターラインというお話がございましたけれども、やはり両側の外側線まで引いて、そうすれば非常に見栄えがよくなります。

ラインだけだと、そんなに費用的には、舗装補修をして引くのじゃなくて、ラインだけだとそんなにかかるものではないと思えます。

ですから、メインの道路、これだけはしっかりお願いしたいなど。

それから、簡易なセンターラインというお話がありましたけれども、簡易なこととは、恐らくペイントを言っているのかなと思うんですが、これは、ペイントの場合はすぐ消えちゃいます。ですので、やっぱり溶着ですね、このラインで持って引けば相当長持ちが全然違いますので、ぜひ、この路線については、しっかりとそういういいものでやっていただき

い、このように思います。

とにかく、センターラインがある道路というのは、交通安全対策面からも非常に重要なことでありますので、ぜひ、そういう考えでお願いしたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、ふるさと納税の現況についてお尋ねをいたします。

ふるさと納税は、人口減少による税収減で地方と大都市の格差の是正などを目的に、2008年に導入された制度であり、財源が乏しい本村のような地方の自治体にとって大変貴重な制度であります。

このふるさと納税については、各自治体とも獲得増加のために力を入れているようであり、県全体では、過去5年間、年々増加しているとのことでありますが、本村の現状はどうか。

次の5点についてお伺いをいたします。

1番、令和7年度の前年同期と比較しての実績はどうなっているのか。

2番目、複数年連続して寄附していただいている人の割合はどのくらいなのか。

3番、企業版ふるさと納税についてですが、これは3年前ぐらいからかな、受入れが始まったと思いますけれども、それから現在までの受入れ実績についてお願いします。

4番目、寄附金の活用状況について伺います。

そして、5番目、ふるさと納税制度を活用して、納税額の増加を図るための取組など、事業強化に向けての今後の方策についてどのように考えているのか。

以上5点についてお伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の2つ目のご質問、ふるさと納税の現況についてにお答え申し上げます。

初めに、1点目の令和7年度の前年同期と比較しての実績についてお答えいたします。

令和7年度4月1日から令和8年2月末までの実績といたしましては、寄附金額806万5,000円となっております。

前年同期では、寄附金額1,605万9,000円であり、比較しますと寄附金額で799万4,000円の減となっております。

この要因といたしましては、全国的な米不足を背景に、本村の米を返礼品として選択いた

だく寄附者が増加し、これにより前年同期の寄附金額が大幅に伸びたという状況がございました。また、前年度は大口の寄附を頂いた方が複数おられたこともあり、例年を上回る寄附金額を記録しております。

令和7年度は夏頃から、特産さめがわ合同会社の加工品の受付を停止したことに加え、米も供給量が安定したことから、返礼品としての注文が大きく減少しており、これらが寄附金減少の一因であると考えております。

次に、2点目の複数年連続して寄附していただいている人の割合にお答えいたします。

本村に対して複数年連続して寄附していただいている方々の割合につきまして、直近3年間のデータを確認いたしましたところ、全寄附者の9%でございました。

次に、3点目の企業版ふるさと納税の現在までの実績にお答えします。

企業版ふるさと納税については、これまでに8件、総額475万の寄附を頂いております。

次に、4点目の寄附金の活用状況にお答えします。

まず、ふるさと納税をしていただいた寄附金につきましては、前年度実績として里山景観維持業務に200万円、観光パンフレット作成、観光案内板更新整備に200万、こどもセンターの昼寝用簡易ベッドに52万円を充当し、活用いたしました。

令和7年度は、ふるさとづくり基金に積立を行い、令和8年度に特産品育成事業や観光推進事業へ1,100万を充当する予定としております。また、企業版ふるさと納税につきましては、本村において地域再生計画に掲げる4つのプロジェクトの中から、起業創業支援事業や買い物弱者支援事業など、企業が寄附の使い道を選択する事業に充当し、活用しております。

次に、5点目のふるさと納税制度を活用して、納税額の増加を図るための取組と事業強化に向けての今後の方策にお答えします。

ふるさと納税での魅力の一つに食品の返礼品がありますが、魅力的で品質の高い返礼品が寄附金を左右する重要な要素となりますので、地場産品を生かした付加価値の創出に取り組んでいく必要があると認識しております。

本村における人気の高い返礼品は、達者の味噌セットや季節の野菜セットであります。

今後は、有機農業の推進により環境への配慮や付加価値の高い農産物を中心とした地域ブランドの確立を進め、その加工食品や特産品を返礼品として提供してまいります。また、地場産品による返礼品の提供を通じて、その知名度を向上させるためのプロモーション活動を強化し、寄附金の増加に努めてまいります。

以上、9番、緑川茂議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 緑川君。

○9番（緑川 茂君） 実績としては、前年度を下回っているというふうなことで、いろいろな要因がありますので、こういうのはやむを得ないものだと思います。

それで、企業版を除いた実質的な収支ですね、これについてお伺いしたいと思いますけれども、ふるさと納税してくださった方には30%以内で返礼品を送ることになるわけですが、その返礼品代や諸経費ですか、手数料、こういったものを差し引いた実質的な収入、これは寄付総額の何割ぐらいになっているのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に説明させます。

○議長（前田武久君） 総務課長。

○総務課長（矢吹かおり君） 総務課長です。

ふるさと納税につきましては、ルールとしまして、返礼品が3割、事務費が2割、合わせて5割以内というルールがありまして、それ以外のものが収入となってきます。

以上です。

○議長（前田武久君） 緑川君。

○9番（緑川 茂君） そうすると、寄附金の半分という解釈でよろしいわけですね。

それと逆に、村民が他の自治体へふるさと納税をした場合、その分、村の税収減ということになるかと思えますけれども、そういった方というのは、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に説明させます。

○議長（前田武久君） 総務課長。

○総務課長（矢吹かおり君） 持ち合わせの資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。申し訳ございません。

○議長（前田武久君） 緑川君。

○9番（緑川 茂君） 後で結構です。

それと、村に関わりがあるということからすると、さめがわむらぶですか、これがあるかと思うんですが、さめがわむらぶ会員、前の説明ですと450名ぐらいいるかと思えますけれども、こういったさめがわむらぶ会員に対するふるさと納税のお願いといいますか、PRといいますか、これはどのようにされているのか。

また、実際に、会員の中でふるさと納税に協力してくださったという方、これはどれぐらいいるものなのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 詳しいことは、担当課に説明させます。

○議長（前田武久君） 村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（船木博枝君） 村づくり推進室長です。

さめがわむらぶの会員様宛てに、お知らせというような通知を差し上げておりまして、月に一、二回程度、昨年ちょっとできなかったんですが、一昨年はふるさと納税についてのお願いという形で一度お知らせはしております。

ただ、その中で実際に寄附を頂いた方の集計等はちょっとしておりませんでした。

今後、ちょっと調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 緑川君。

○9番（緑川 茂君） やはりそういったデータとといいますか、こういうものは把握しておくべきなんじゃないかなというふうに思います。

それで、最後に、返礼品についてちょっとお伺いしたいわけなんですけど、先ほど村長からの答弁もありましたように、いろいろその返礼品の幅ですね、そういったものをある程度充実させるということが重要なわけですけども、その中で、この達者の味噌が人気だというようなお話がございました。

これと併せてですけども、昨年ですか、大玉村とのコラボ商品であるふく福みそですね、これも返礼品として検討したいということであったかと思っておりますけれども、実際、活用されているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 担当課長のほうで説明させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長。

○農林商工課長（我妻正紀君） 農林商工課長です。

昨年度、味噌ですね、1回仕込みをさせていただいて、それが全てまだ販売に至っていないという状況です。

返礼品の登録という形にしても、製造者が本宮のほうの会社ですので、村の返礼品として取扱いができないという状況にはなっていると思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。

私も、それ簡単にできるものだと思って、今言ったわけですが、なかなかやっぱりいろいろ手順があるということなんですね。

いずれにしても、村の特産品が数多く返礼品として活用されるということが、村のよさを全国の方々に知ってもらおうということでは、本当に素晴らしいことだなというふうに思っております。

そして、鮫川村を応援しようとして、村に寄附をされたというようなこと、そういった方々には本当に感謝を申し上げたいなと思っております。

それと同時に、これから、今年度は前年度より下がったということでありまして、少しでもこの寄附受入額が伸びていくように期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

○8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

今般の定例会に、通告どおり2件の一般質問を行います。

まず、1点目、令和8年度の施政方針と予算についてであります。

国は令和8年度の地方財政の課題として、活力ある持続可能な地域社会の実現など、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化、地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化などを上げ、地方一般財源の総額を確保すること、また、地方交付税が本来の役割を適切に発揮するよう総額を確保するとしております。

急速な人口減少と少子高齢化の進行が見込まれる中、喫緊の課題である年金、医療、介護をはじめとする持続可能な社会保障制度の確立や、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取組、さらには自然災害に対する防災・減災対策など、多岐にわたる諸問題への対応が求められております。原油価格の高騰、諸物価の値上げなど、村民生活に与える影響は多大なものがございます。

そのような状況下、今般の議会に令和8年度当初予算が提案されております。

さらに、2月17日に議会全員協議会におきまして、主要事業が説明されております。

歳出削減路線を堅持するとともに、同時に地方再生の施策を重視していくことにもなります。

本村の令和8年度当初予算において、予算編成過程の住民への公開と関心の高まりや公開を通してより説明責任を図るべきだとの観点から、1つは予算の基本方針、2つは主要施策について、3つは歳入見込みと今後の財政見通しについて、これらについて再度お伺いしておきます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の1つ目の質問、令和8年度の施政方針と予算についてにお答えいたします。

まず、1点目の予算の基本方針についてであります。

令和8年度は、第3次鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略の策定から2年目となる年度であり、持続可能な村づくりに向け、各種施策を進めていくものであります。

そのため令和8年度に取り組むべき重点項目として大きく5つの柱、すなわち、地域資源を生かした特色ある産業づくり、出産・子育て環境の充実、交流人口、関係人口の創出推進、安全安心の生活基盤整備、義務教育学校の建設推進を掲げております。

各課等においては、これらの柱を踏まえつつ、重点項目について全職員が共通認識を持って取り組むよう指示し、予算編成を進めたところであります。

次に、2点目の主要施策についてであります。

今ほど申し上げた5つの柱を踏まえ、令和8年度においては、次の施策に重点的に取り組んでまいります。

まず、オーガニックビレッジ宣言を踏まえた有機農業の推進に取り組むとともに、給食費や教材費の無償化を通じて、子育て世帯を支援してまいります。また、義務教育学校の開校に向けた教育環境の整備を進めるほか、防災防犯対策や景観、道路の維持体制の強化を図り、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

さらに、保育園入学を継続することで、地域との交流人口、関係人口の拡大を図り、移住や定住につながる施策を展開していきます。

そのほか、庁舎の長寿命化改修や保健センターの空調設備改修など公共施設の機能維持に

も取り組んでまいります。

3つ目の歳入見込みと今後の財政見通しについてであります。

令和8年度の歳入見込みにつきましては、普通交付税が国政調査の結果による人口減の影響により減額となる見込みであります。

そのため、村税や財産収入などの自主財源の確保に努めるとともに、国や県の補助金等を積極的に活用してまいります。また、必要な事業については、基金からの適切な繰入れを行い、財源の補完に努めます。

今後の財政見通しにつきましては、昨年、決算に基づく健全化判断比率及び基金不足比率について良好な結果であるをご報告いたしましたところであります。

しかしながら、社会経済情勢の変化による影響は不透明であり、今後も財政状況は厳しい局面が続くものと認識しております。

このため、施策の選択と歳出の抑制を徹底するとともに、起債についても慎重に必要性を見極めた上での活用をいたします。

これにより、財政運営の平準化を図りながら、村民の安心安全を確保し、健全な財政運営の堅持に取り組んでまいります。

以上で、北條議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） ありがとうございます。

先ほど来、今回の本会議の前段で予算編成関係も説明いただきましたが、ここに提案されるまでの間の予算編成過程の捉え方についてです。

これ、ちょっと私のほうで申し上げて、お伺いしたいと思うんですね。

予算編成する部分は内部的な管理事務ですね、職員とかも含めてという立場と、それから政策形成という過程でいくと、住民自治の過程からすると、全く違うものじゃないかなと私は思うんですね。内部的な職員からの管理事務の立場からいたしますと、住民参加というのは排除されがちであります。今までも大体そうでありました。

しかし、予算の編成とか執行など管理一般に対する参加や参画は、本当に難しいとは思いますが。思いますけれども、幾つかの段階を経ることで事務担当課の職員と協議しつつ、事務を処理する環境をつくることは可能であると思います。

それは現在、協働とかパートナーシップだという中で、事務事業のレベルで住民参加が進んでおります。予算編成過程でも、その流れは広まってきていると言われております。

住民参加する類型として、制度の説明責任の向上を目指すこととか、予算編成過程を公開することで分かりやすい予算書をつくっていくと。

そして、予算をつくっていく最初のその議論をオープンにしていくということで、住民の関心が高まるのではないかと思います。公開を通して説明責任が果たされて、よりよい予算編成ができるのではないかという観点から、全国的には公開が進んでいるということであります。

しかし、従来、予算編成過程への住民参加については、首長、村長の予算編成権を侵害する懸念から慎重な考え方が主流でありました。近年は自治体の政策形成の住民参加の広がりを踏まえて、予算編成への住民参加に向けて、公開を行う自治体が増加しております。

本村は予算編成を組織内部のみにとどめ、資料請求や要求がない限り公開はしておりません。

議会に対しても令和8年度当初予算の編成過程で、先月の全員協議会での主要事業の説明までは明らかにされておりません。住民や議員が予算編成作業に直接関与されずとも、予算編成基本方針などは、集約した内容であっても、最低限、ホームページなどで公開すべきだと私は考えておりますが、これらについて村長の考えをお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 答弁させていただきます。

住民参加の予算編成というご質問でございます。

私が村長になりとにかく人口減少、そういう中で人口減少を減らさない、今の人口を維持したいという、そういう思いで、もろもろの村民の方とも職員の中でもお話ししております。そういう中で、今、一番必要な予算編成って、これは、私は住民の声でもあると思っております。

人口減少施策、景観の整備、村の一次産業の農業の再生、そこら含めて、予算編成に組み込んでいきたい、そういう思いで今回の予算も組んだところであります。また、学校関係に関しましても、将来を担うこの子供たちを何とかしてやりたいという思いで、学校関係のいろいろな補助事業を展開しているところであります。

それらを含めて、私は職員も含めて、住民参加でなくても住民の声を十分に吸収して、予算を編成したところであると思っております。

まだまだ、それで足りない部分もあるんだろうと思いますが、今後もそういう方向で検討していきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） 予算編成、住民参加ということなのですが、直接携わることはできません。

当然、職員は行政事務を執行しているわけですから、いろんな段階で毎日、情報は入ってくるし、それを予算に編成されるんだと思うんですが、ただ、鮫川村がこれから新しい年に向かって事務事業を執行する中で、こういう形で予算を編成していきますよという形での、その概要でも結構ですので、やはりホームページ、チラシを配ったり、文章を配ったり、冊子を配るのというのは難しいと思いますけれども、最低限、ホームページで次年度の予算はこんな形で編成しますよくらいの投稿はできると思います。ぜひ、やっていただきたいと思います。

間もなく、今3月ですから、あと半年も過ぎると次年度、9年度の予算編成の出発というか、始まると思います。

そういう中で、じゃ、8年度の途中ではあるけれども、9年度予算編成はさらに8年度を踏まえてどうするのかも含めて、概要でもいいから、やはり村長として村の予算の方向を住民にも知らせていく、そういう努力をぜひ、お願いしたいと思います。

もう一度ご答弁願います。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 担当課で検討して進めていけるように検討します。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） 8年度の予算編成も5つの重点項目ということで、先ほど村長にご答弁いただきました。

地域資源を生かした特色ある産業づくり、さらには、出産・子育て環境の充実、交流人口と関係人口創出の推進、それから安心安全の生活基盤整備、義務教育学校の建設推進を掲げております。

私らも全協でも説明を受けましたし、今回も丁寧な説明をいただきましたが、これらの8年度の予算執行がこれから議決されるわけですが、やはり、うまくいって村長が求めているこの重点項目、やはり確実に進めていっていただきたいし、焦ることなく進めていただきたいと。

それから、財源についてであります。

やはり、ここ数年、財源は、鮫川の場合、地方交付税に頼る、地方債に頼る、そういう部

分で相当厳しいものがございます。そういう部分では、この後、2点目で関係について質問するわけですが、やはりこの部分をもう少し慎重にというか、歳出削減ができるものがあるんじゃないかと私も考えているんですが、これらも含めて、そうした場合に、年度途中でも結構ですから、やはりそういう部分ははっきりと明言して、必要のないものはもう取りやめる。新しい、今、村長が考えている5つの重点項目を成功させるためにそれに加えていく、そういう判断も必要ではないかと私は思うのですが、それらについても一度ご答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） お答えさせていただきます。

私も必要でないものはカットするように、コンサルだとか、そういうものの事業の中で、担当課長にも必要でないものはカットするように、声を上げてくださいというお話はしておきました。

本当に、厳しい、北條議員が言うように、財政でございます。その中で、ある財政をどういうふうによく使っていくか、これは私の責任と職員の責任になると思いますので、そこはご理解いただきまして、しっかりと今後の村財政を進めていきたいと思っております。

北條議員にも監査をやっていただいておりますので、しっかりと監査をしていただきまして進めていきますので、よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） 執行権者は、私らなんかよりもはるかに大変で、それはご苦労あると思いますが、やはりその分、村長、そして行政に対してああだね、こうだねと言うのは、やはり期待しているからいろんな意見を言っていますので、その部分は十分にお汲み取りいただきまして、新年度予算も含めて執行にさらにご努力いただければと思います。

次に、2点目であります。

総合戦略等の各種計画の効果検証についてであります。

行政評価はあらかじめ定められた計画の目標達成に向け、成果が見える化し、事業を改善する上で、また、住民への説明責任を確保する上で重要なものでございます。

近年、自治体に計画策定の努力義務などを課す法律が増加しております。証拠に基づく政策立案が注目され、行政の取組に対する成果の見える化への要請が高まっていることです。策定した計画の実効性を担保するために、それぞれの計画の目標に対する成果が見える化し、事業の改善につながるよう効果的に計画を評価していく必要となるからであります。

一方で、自治体の人的資源に限りがある中、増加する計画の評価業務に対応していくためには、効率的な行政評価を行うことが重要になっております。より効果的・効率的な行政評価を行うことが求められる中、行政評価を行っている多くの自治体では、評価そのものの実効性の乏しさや評価業務の負担感の大きさから来る評価疲れ、これらに陥っていることが課題となっております。

また、本村のように小規模自治体には、行政評価を取り入れることができない自治体も多くあると言われております。

本村のデジタル田園都市構想総合戦略などをはじめとする各種計画の効果、それから検証の在り方などをどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の2つ目、総合戦略等の各種計画の効果検証についてのご質問にお答えいたします。

行政評価の重要性につきましては、議員ご指摘のとおり、策定した計画の実効性を担保するために、目標に対する成果が見える化にする仕組みを整え、事業改善や住民への説明責任の担保に結びつけることが必要不可欠であると認識しております。

本村におきましても、総合戦略等の各種計画について、目標達成状況や施策の効果検証を実施し、住民の皆様に対して適切な説明責任を果たすとともに、社会情勢や経済の動向、財政の見通しなど必要に応じて事業の改善を図る取り組みを進めております。

一方で、ご指摘のように、限られた人的資源の中で、計画の作成、実行に加えて評価業務を行うことが自治体にとって大きな負担となり得る現状も十分承知しております。

このため本村においては、評価業務の効率化に向け、評価対象や目的の明確化、評価項目の簡素化を図るとともに、自治体が利用可能な評価ツールやデジタル技術の導入によるデータ収集、分析の効率化などの可能性についても調査を進めております。

さらに、住民の皆様に対しては、評価結果を分かりやすくお伝えし、信頼性の高い行政運営を目指すとともに、評価を通じて、計画そのものをより実効性のあるものとすることに努めてまいります。

今後も計画の結果検証と行政評価の向上に向けて、効率的かつ持続可能な方法を模索し、行政運営の改善に全力を尽くしてまいります。

引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、8番、北條利雄議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

○8番（北條利雄君） 事務事業の効果検証というのはP D C Aサイクルですか、プラン、計画、D o、実行、チェック、評価、アクション、改善を通して、継続的に行われるものであります。

各施策における成果、指標の達成状況を基に、業務内容、効果などについて検証を行い、P D C Aサイクルを着実に推進していくために実施しているもので、今後の施策展開や事業の見直しに活用するものであります。

鮫川村にも多くの計画があります。

事前にちょっと調べさせていただいたんですが、ものすごい数の計画がありますね。大きな振興計画とか総合戦略とかという大きなものは、すぐに頭に入りますが、それ以外に、主幹担当課が持っている計画って数が多いんですね。これらが、この効果検証を担当課のみに任せて、やられているんじゃないかという気はしております。

これらをやはり、広い事業の評価を行う上で、このP D C Aサイクルというのは、主幹課であろうと、やはりきちんとやって、次につなげるということが重要であります。

策定した計画の実効性を担保するためには、計画の目標に対する成果というのは、見える化していただきたい。そして、事務事業の改善につながるように効果的な評価をしていく、これもぜひ、やっていただきたいと思います。

先ほど来、大きな計画の中で、6番議員が公社の話をしておりました。

村を振興させるために前々の村長は振興公社、前村長は環境公社、これらを計画し、どちらかという、検証評価がされたのかというのは、両方とも私は疑問に思っていました。こういう検証評価がされないまま、いつの間にか言葉だけで立ち消えにされたと私は感じているんですね。

やはりこういう村を振興させる、環境を守るということがあって、村を動かすとすれば、やはり、それをつくっていく上での効果とか検証も含めて、きちんとやっばりやっていただきたい。表面上、言葉だけ挙げてやっているみたいな話をしているけれども、この効果検証が不十分なために、いつの間にか立ち消えになる。残念です。

やはり、これからこの、先ほどの協同組合の話もそうです。今は赤字でもやはり成功させたいと私も思っておりますけれども、これらもやはりきちんとした効果検証をやられて、やはり前進させる、成功させる事例をつくっていただきたい、私はそう考えています。

その上で、この全ての事務事業に対するP D C Aサイクル、効果検証をぜひ、やはり組織内全体で、小さい計画でも、大きい計画でも、そこはきちんとしていく。やはり、明らかにするという見える化ですね、これをぜひやっていただきたい。

それらについて、村長のもう一度ご答弁をお願いしたい。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 計画をして、成果を一つ一つ積み重ねていくのが、私は村づくりだと思います。

北條議員のおっしゃるとおりだと思います。

しっかりと検証しながら村づくりを進めていきますし、今ほどあった6番議員の特定地域づくり未来デザイン協同組合の組織も、これらもしっかりと検証しながら、これからの村づくりに生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） 先月の全協の中で、これらの効果検証を図った上でやるんだと思うんですが、4月以降の村の組織改編の話が出されました。

これは、農林商工課と村づくり推進室を統合し、産業振興課にするという計画であります。この部分で、村長のあのときの言葉と同じような業務をやっているという話を答弁で答えいただいたんですが、本当にそれだけなのか、その効果検証として、同じことをやっていたから一つにしてやるんだという話に聞こえたのですが、この辺は違う角度から、なぜこの組織改編を進めるのか、もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 組織改編でございますが、私は議員のときからいろいろ見ておりました。

その中で、事務的にそんなに内容的に変わらないだろうという思いでずっと見ていたところでもあります。そして、ますます職員不足、マンパワーが少なくなっているご時世でございます。

そういう中で、一緒になってできることは一緒にやってもらいたい、そういう思いで一緒にしたということでもあります。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） 村づくり推進室をつくって、別の業務をやられていたと思うんですが、

以前にも企画調整課というのが鮫川にありましたよね。これと何か似たような気がするんですね。

要するに大まかに言うと、組織の人員、職員の構成によって組織を変えてきたというような私は感覚があるんですね。つまり、幹部職員をつくるために必要な分の課をつくるとか、もう退職して要らないから、もう課を廃止していいなんていう単純な話だと思うんですが、そういうことを繰り返されて、大本となる総務課とそのほかの企画調整室なり、村づくりとのキャッチボールを、何かそういう形でやってきたのかなと思っています。

今回はそうじゃないよということで、今、村長答弁をいただいたんですが、やはり、そこは単純に効果検証もそうなんですが、例えば今、総合戦略とか振興計画って村づくり推進室でやっていますよね。これが総務課に移るわけですよ。その効果検証は、人をそのまま総務課に行くのか、行って事務事業をやるのかということになりますと、人が変われば、役職が変われば、何かそれが継続されないんじゃないかと、逆に思っちゃうんですが、その辺はどのように考えておりますか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 既存の職員、これは今までその課にずっといた人ばかりじゃないと思います。

いろいろな課を経験して、担当に張りついていると思います。

ですから私は、何十年というキャリアの職員もいっぱいおりますんで、そういう中で、私は可能だと思っています。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） ぜひ、この組織改編されるのであれば、やはり成功に向けて活動いただきたいと思います。

それで、もう一個聞いておきたいのですが、地方創生臨時交付金を活用した業務が行われております。過去には、今回も村民に対して商品券を発行いただきました。

こういう部分で、各自治体、近隣町村もそうなんですが、同じようなことをやっています。金額なりが違うだけで、ほとんど同じようなことをやっているんですが、これらについてもやはり数回やられておりますので、やっぱり効果と検証ってきちんとやるべきだと思うんですね。

この辺は、当然、商品券であれ、現金であれ、頂ければ、頂く方はうれしいですよ。生活の足しになる、そういうことで活用できます。ただ、これを毎年続けるわけにはいかないわ

けでしょう。できれば、もっと細かくやれば、毎月欲しいと私は思うんですが、そうはいかない。

だとすれば、やはり現時点でも数回やっていますので、本当に効果がどのようにあったのか、やはり検証すべきだと思うんですが、どこの事業者が、どこの商店が、この商品券配布によってもうけた損したの話の議論じゃないと思うんですね。村民にとって本当に効果があるのか、その辺をきちんと確認して、やはり次につながるような検証をすべきだと思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 今回の商品券も、今、財政状況が本当に大変なときに、住民の皆様に国のほうから来たお金を何とか回してやりたいという思いで、今回も検証いたしました。

また、一部の業者にとか、もろもろの話も聞こえてきます。これは、村民のご自由でございます。これは、どこで使おうが、使うまいが、これは住民のあれだと思います。そういう中で商品券を配っているわけです。

そして、商工会、今本当に消費者が、人口が減っている中で、本当に大変な状況でございます。そういう中で、村の中でお金を循環させる、そういう取組は本当に私は村全体に回るものだと思っております。

ただ、検証については、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） ぜひ、村民から喜ばれている商品券であります。やはり喜ばれている部分だけじゃなくて、やはり本当に将来にわたって、これらが効果が出てくるのかという部分をやはりきちんと、行政としては検証すべきだと思うんです。配れば、村民が喜ぶんであろう、もらうほうは、いや、村でやってくれるから喜ぶ、それだけの話では済まないと思います。

やはりこの部分はきちんとした評価をして、次につながっていければと思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。

当然、村長もご存じのとおり、今アメリカがイランに攻撃をかけて、原油価格もますます上がる、今聞いたならば200円になったというところもありますよね、燃料もね。こういう部分で国も考えて、国会の論議を聞いていまして、これから対応していくし、対応することを今やっていると思うんですが、やはりこれ、間もなく来月当たりの4月から、いろんな

社会的に活動が活発になる時期に、基本となるその燃料が高くなる、疲弊するようなことがあってはやはり相当苦痛だと思うし、鮫川の場合は当然、車も含めて利用しないと何も活動できない。ましてや、もう4月になると田植の時期が始まります。農家にとっても、この燃料の価格も含めて大変だと思います。

やはり、国も進めておりますが、やはりそれに対応して県の動向も含めて、村も積極的に早めに対応するということをぜひ、やっていただきたいと思います。

そういう部分で、これから4月以降、新たな予算も含めて事務事業がスタートするわけですので、その辺は滞りのないよう執行していただければと思います。

そういうことを、期待を含めまして私からの今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田武久君） ここで、14時55分まで休憩します。

（午後 2時37分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後 2時55分）

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 3番、青戸です。

1点だけ質問を行いたいと思います。

村を空洞化にしないようにする施策についてを伺いたいと思います。

全国的に人口減少、少子高齢化の状況が進んでおります。本村においても同様です。この状況をどのようにしていけばよいか、そのときの状況により対応していく必要があります。よりよい生活を営むには、教育、産業、働く場所はもちろんのこと、利便性、安心して暮らせる環境があり、地域の発展、にぎわいは不可欠です。

現在の村内を見ますと、商店は徐々に閉店され、新宿、広畑地区などは空洞化が目立ってきています。これ以上増やすとますます寂しくなります。

これらを踏まえ、地域と行政が一体となり食い止めなければなりません。現在、物価高など諸問題が多々あります。今後、企業や店舗など経営の状況に応じ、維持できるよう、行政

において、より以上の支援策が必要と考えます。

地域住民や利用者に対し、公共性の高い物、働く人が多い職場、多方面からの来訪者に利用されている施設は特に重要と考えます。

将来、村が存続していくためには、今ある自然資源、施設との連携を図り、持続可能な体系づくりをし、積極的な仕組みをつくる必要があると考えますが、村としての施策を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸議員の、村を空洞化にしないようにする施策についてのご質問に対してお答えいたします。

人口減少や少子高齢化が進行する中であって、地域の商店や事業所の減少は地域のにぎわいや生活、利便性の低下につながるものであり、本村にとっても重要な課題であると認識しております。

そのため、本村では、まず村内事業者の経営状況や課題を把握することが重要であると考え、商工会と連携しながら実態把握に努めているところであります。

具体的には、令和6年に村商工会会員を対象とした景況調査を実施し、30余りの事業所から聞き取りを行い、経営状況や後継者の有無、村への要望などについて把握を行いました。

また、今年度は商工会と連携し、事業継承に関するアンケート調査も実施したところであります。調査の中では、後継者不足の問題のほか、燃料費や電気料金の高騰に加え、人件費の上昇など、事業経営を取り巻く環境が厳しくなっているとの声が寄せられております。

こうした調査結果を踏まえ、経営上の課題や事業者の支援ニーズを把握しながら、必要な施策の展開に努めております。

具体的な取組といたしましては、事業継承セミナーの開催や、事業者への経営改善普及指導を行う商工会への支援のほか、村内で新たに事業にチャレンジする方を応援するための施設整備補助を行う起業創業支援事業、鮫川村商工業経営合理化資金融資制度を活用、さらには村内事業所で利用できる商品券の配布など、地域の事業者を支える取組を進めております。

また、議員ご指摘のとおり、将来にわたり村が持続していくためには、本村が有する自然資源や既存施設を生かしながら人の流れを生み出す仕組みづくりが必要であると考えております。

本村には、強滝や江竜田の滝、館山公園といった景観資源のほか、湯の田温泉さざり荘、農産物加工所である手・まめ・館など地域の魅力となる施設がございます。これらを生かしながら、SNSを活用した情報発信の充実による村の魅力を広く発信するとともに、鮫川ふるさと春まつりや、鮫川花火大会、鮫川の美しいものマルシェなどのイベントを通じて、村を訪れる人の流れを生み出し、交流人口の拡大や関係人口の創出につなげることで、地域経済の活性化や、地域の活力の維持につなげていきたいと考えております。

引き続き、村の空洞化の防止に向け、事業者の経営を支える取組の充実に努めるとともに、事業者や関係団体と連携しながら、地域資源を生かした取組を通じて、地域のにぎわいを創出し、持続可能な地域づくりを推進してまいります。

以上、3番、青戸義之議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 青戸君。

○3番（青戸義之君） ありがとうございます。

やはり、大事なことは、働く場を守るということが必要なことだと思います。まず、この働く場があるということは、生活の励みにもなりますし、収入があります。ましてや、生活の安定ともなっていくますので、今後、多様な仕組みづくりをしながら、住民と行政と企業と、あとは事業者ですか、これらの方々と連携を取りながら進めていただければと思います。

また、本当に、商店街一軒一軒閉鎖していくと、非常に寂しい思いをするわけですね。全然、ここ二、三年は、新しい店とかそういうのが入ってきませんので、とにかく夜なんか歩くと非常に何か暗くて寂しいなという気はあるんです。ですから、村内の業者だけじゃなくて、これから、外部からある程度招聘をして、誘致とかを図りながら、少しでも中心地が活性化していければいいのかなと思います。

外部の事業者によっては、過疎地支援の取組に地域一体となって、ともに歩むという企業もあります。また、行政が工夫して、誘致に動いていただければ応援体制にも入っていけるという、これはあるコンビニなんですけれども、そういうものもありますので、今後、やはり、環境を変える、鮫川村の雰囲気を変えるという意味でも、こういうような外部からの招聘もしていただければどうかなと思いますけれども、村長どうでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 私は、商店街のにぎわいを創出するために、まず一番先に考えたのは景観づくり、これは去年実施しました、今、村内外から本当に人を集めている、村の温泉さ

ぎり荘があります。これだけでも相当人が集まっています。それプラスアルファ、昨年、この周辺に紅葉、企業の寄附もありまして200本植栽したところであります。これにより、温泉と景観が楽しめる一大パノラマができるものだと思っております。そこに関係人口、いろいろな方が集まることによって、周りで、手・まめ・館をはじめ、村の商店街を利用させていただきたいという思いで、あそこに紅葉を植栽したところであります。

そして、今年度におきましても、村の玄関口であります強滝地内の、あそこは冒頭にお話ししたとおり、本当に景観がいい、四季折々の景観、溪流が楽しめるすばらしい景勝地でございます。そこをいま少し手をかけて、そこに人に集まっていただき、そして、真ん中に、ここに館山、そして温泉、紅葉の景勝地、これがございます。それによってにぎわいづくりができるものだと私は確信しているところでございます。

また、今、青戸義之議員から言われたコンビニにつきましても、これは多くの若い方からご要望が私の耳にも届いております。今後、皆さんと検討しながら、また、これ商店街にも相当いろいろな関わってきますので、そこは含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 青戸君。

○3番（青戸義之君） どうもありがとうございます。

私は議員として、これから何をしてくださいますとかそういうことばかりじゃなくて、私自身もいろいろ勉強しながらこの行政に携わっていければと思っております。

どうもありがとうございます。

以上で終わります。

◇ 窪 木 浩 一 君

○議長（前田武久君） 1番、窪木浩一君。

〔1番 窪木浩一君 登壇〕

○1番（窪木浩一君） 1番、窪木でございます。

先ほど、議長からもありましたが、東日本大震災から本日で15年目ということで、先日、村内の長時間の停電もあり、電気は本当にありがたいなとつくづく感じました。改めて防災について考えさせられました。

今回も、そんな防災や、避難所の要になるかもしれない義務教育学校について質問をさせていただきます。

義務教育学校の候補地が青少年広場に決定しましたが、以下の点について伺いたいと思います。

1つ目、青少年広場のように、補助金の返還を伴い、村民にも長年親しまれ、愛着のある運動施設を引換えに決定した理由を改めて伺いたいと思います。また、これにより青少年広場の代替グラウンドを整備する必要があると思いますが、新たなグラウンドはどの程度の規模、設備を予定しているかを詳しく伺いたいと思います。

2つ目、役目を終えた中学校、小学校、こどもセンター等のその後の利活用や、使わなくなった施設の維持管理、また、解体などの関連した費用も今後は発生すると思いますが、どのようにお考えか伺いたいです。

3つ目、実施設計の契約金額が1億1,660万円と示されましたが、1億を超えるような高額な契約は、原則として一般競争入札が必要かと思いますが、なぜ今回は随意契約なのか、特例ならば理由を伺いたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 1番、窪木浩一議員の義務教育学校についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の、義務教育学校の候補地が青少年広場に決定した理由につきましては、12月24日の全員協議会において説明いたしたところでありますが、村民の有識者から成る幼保小中教育連携協議会において答申された候補地について教育委員会において精査し、村長が安全、財政上の観点から決定いたしました。また、青少年広場の代替グラウンドの整備につきましては、村民グラウンドを活用するとともに、青少年広場の機能を継承し、義務教育学校等の教育と一体的に活用できる施設として整備する考えであります。

次に2つ目、役割を終えた中学校、小学校、こどもセンター等の維持管理、解体などに関して、発生する費用についてお答えいたします。

今回の義務教育学校等の建設に当たりましては、その財源を国庫補助金のほかに過疎対策事業債、町債ですが、そのうちの公共施設マネジメント特別分、この起債を予定しております。この地方債を活用し建設する際には、数年以内のうちに建物を解体するなど実施しなければならないという縛りがございます。これらの解体等に対する補助金はありませんので、村の教育施設整備基金などの基金を充当することになります。

なお、解体しない場合の利活用につきましては、今後検討してまいります。

次に3つ目、実施設計がなぜ随意契約なのかについてお答えいたします。

今回の義務教育学校等の実施設計につきましては、基本設計を委託した業者と随意契約をしたところであります。

随意契約の制度におきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項の各号に定める場合に限り認められております。

基本設計と実施設計は密接不可分な関係にあり、実施設計は基本設計からの継続性がある業務であることから、競争入札にした場合には不利に働くという規定にかなうと判断し、同一の業者に委託する随意契約を締結したものであります。

以上、1番、窪木浩一議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） 以前、教育委員会から提示されました青少年広場を候補地とした概算コスト比較、この3つの地区が比較されたものなんですけれども、こちらでは建設費用の総額が約30億8,700万円と示され、その中には補助金返還の7,600万円も含まれておりました。

しかし、その後の候補地決定時に示された概算では、総額が約33億9,700万に増加しており、さらに、今回の青少年広場代替グラウンドの整備費用などを加えますと、結果的に、当初比較されていた3候補地の中で最も高額な場所になったのではないのかと感じておりますがいかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） お答えいたします。

現在の村民グラウンド、そこを青少年広場の代替施設として今後開発しようとするものであります。あわせて、その一帯の地域を、あの一帯を新しい義務教育学校と一体的に開発して、義務教育学校を、その施設を利用できるようにいたそうとするところでございます。

したがって、そこの判断をもって最終的な案を出したところですが、ここの部分については修明高校の鮫川校の跡地利用に当たりますので、県との協議をいたしまして、補助金を少し獲得しながら再協定を結びながら、それらの金額を上乗せして開発できるものと考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） 青少年広場は長年村民に親しまれ、スポーツのみならず、各種のイベ

ントや消防などでも幅広く利用されてきたグラウンドです。

代替グラウンドを整備するのであれば、既存の施設を当面の間利用するにせよ、現在の青少年広場以下の設備では村民は到底納得できないと考えますが、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 今ほど申しあげましたように、青少年広場の機能を継承し得る施設として整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

現在、予定していた事業費にグラウンドの整備費用も加えますと、総事業費より増えるのではないかと予想しますが、昨今の物価高や工事費の高騰、それに、本村の人口減少による税収減などを考慮しても、健全に返済可能な計画であるか改めてお聞きしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 今は、そのような見込みで金額を計算しております。これも当然、財政当局と相談しながら見積もっているところでございます。これも、従前申し上げたと思っておりますが、経常収支比率が95%を上回らない範囲で、今後、もし地方債の入った場合も、支払いを続けることができるということでございます。

さらには、30年間、一定期間5年間の猶予がありまして、30年間で返済すると7割が償還されるということでございますので、十分にその辺も財政当局と相談しながら、ぜひとも義務教育学校を最小限の費用で最大の効果が出るように、しっかりと建設に向けて邁進してまいりたいと考えております。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） 具体的な費用が示されていない中、義務教育学校を建設するために青少年広場が候補地となり、結果としてグラウンドは失われることとなります。そうであるならば、代替グラウンドを整備する費用もこの義務教育学校の整備事業の一部として考えるべきではないかと思っております。

しかし、現時点では、代替グラウンドの整備費用とはちょっと示されておらず、結果として、総事業費の全体像が見えていない状況なのではないでしょうか。

結論だけ見れば、総事業費が確定していない大型事業を進めていることになるのではない

かと思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 総事業費につきましては、議員おただしのとおり、修明高鮫川校跡地の開発については、これはまだ載せておりませんが、今後、検討再考慮をしてみたいと思います。

ただし、ぜひとも、あそこの土地は、先ほど申しましたように青少年広場の機能を継承する場所として非常に大切でありますので、それも見極めながら事業を進めていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

義務教育学校の最終候補地につきましては、昨年12月に村長が青少年広場とする決定をされました。

我々議員に対しては、説明や質問の機会はありませんでしたが、あくまで報告という形であり、議会として意思を問うものではなかったように思えます。令和11年開校という目標もあり、スピード感を持って事業を進めるという点では理解するところではありますが、しかしながら、青少年広場については反対意見も多かったと聞いております。

そうした状況で、議会の議決等を得ることなく最終候補地が決定された判断や、その意思決定プロセスについて適切であったか疑問なのですが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 答弁については……

○1番（窪木浩一君） じゃ、村長でお願いします、すみません。

○議長（前田武久君） 村長に答弁を求めます。

○村長（宗田雅之君） 場所決定は、これ、検討委員会、村プロジェクトチーム含めて、議会もこれについては承知していたものだと思っております。

まず、私は言いたいことがあります。この学校づくりについて、何で学校つくるんだとかもろもろの意見が後ろで聞こえてきます。なぜ学校づくりが必要なのか、これは本当のところ、今、小学校、築46年でございます。中学校は56年、そういう危険校舎の中で、子供らを教育していいか悪いか、そこは、浩一議員、しっかりと判断していただきたいと思っております。

本当に、子供を持つお父さん、お母さん、じいちゃん、ばあちゃんにすれば、こんな心配な危険校舎に子供を通わせていいという親は、私は100%いないと思っております。

そういう中で、予算は確かにかかりますけれども、ただ、将来を担う本当に大事な子供ら

です。

そういう子供を、よりよい環境の中で、少し村の予算のほう削っても、学校づくりに費やしても、私は少しも惜しくないと思っています。これは、将来の村を背負う子供たちだからですよ。だから、予算の都合はきちんと、今、教育長も言ったけれども、経常収支比率、これを見ながらしっかりと進めておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） 力強いお言葉ありがとうございます。

義務教育学校の建設が決定した時点で、現在、小学校、中学校、こどもセンターなどの施設は、将来的に役目を終えることになると思われますが、今回の学校建設は、耐用年数や老朽化が大きな理由として説明されてきた経緯もあり、そうであるならば、今後これらの施設は、解体が必要になってくる可能性が大いにあると先ほどのお話にもありましたが、その上で、費用や維持管理費などを含めた長期的な財政負担の試算や解体計画についても、当然検討されているものと思います。

現時点でこれらの既存施設の解体費用の試算や、今度の維持管理費は試算されておりますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 試算してございません。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） 費用はまだ試算していないということで、村の財政状況を考えれば、既存施設をすぐに解体するのが難しい可能性は私も理解しております。しかし、義務教育学校の建設が決定した時点で現在の小学校や中学校などが将来的に空き施設となり、その維持管理費が発生することは予測できていたはずです。

義務教育学校の事業検討の段階で、それらが試算されていないのは少々無責任に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 当然、先ほども申しましたように、解体する方向で考えております。詳細な計画や活用法についてはこれからということで答弁いたしました。

もうご承知のように、財源とすれば基金ですね、学校施設等整備基金、公有財産等整備基金、こういうものを活用する、こういう大まかなイメージは持っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

質問を設計のほうに移らせていただきます。

設計業務の契約についてですが、正直、私も詳しくないために調べさせていただきました。

地方自治法施行令第167条では、随意契約が認められるケースが限定されていると理解しております。

一般的にこの規模の契約であれば、プロポーザル方式や競争入札などを行い、価格の妥当性や透明性を確保することが求められている案件ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 今、窪木議員が発言されました地方自治法ですね、これに随意契約の要件というのが述べてありまして、そして、私のほうでは、これを適用して随意契約を結んだというふうにお答えいたしました。

私も、いろいろ資料を見たんですけれども、地方自治法施行令等において、性質上または目的により、競争入札は適さない場合が、緊急性、特殊性がある場合には認められると、答弁の中で申し上げましたように、一貫性があるそういう工事でございますので、条項は第6号です、6号に適するものと認識しております。それで決定したということです。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

私も調べて、様々な例が載ってありまして、その中で、やっぱり継続性のことが重要なのかなと思ってはありましたが、近年は多くの自治体で重要な公共施設についてはプロポーザル方式を採用して、設計内容や価格の妥当性を比較検討する例が多いと聞きます。

この契約は、結果として1億円を超える高額契約となっておりますが、仮にプロポーザルや競争入札を行っていた場合、より安価な提案や優れた設計思想が得られた可能性も否定はできず、本事業にプラスに働いていた可能性もありますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 現在、随意契約を結びまして、そして実際にもう計画に入っております。非常にスムーズであるというふうに設計業者から聞いております。

以上です。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） 了解いたしました。

最後の質問になります。

典型的な中山間地域の人口減少モデルと言われる本村において、私はこれまで一般質問の中で人口推計や出生数の推移による義務教育学校の必要性、また、将来的な財政負担による公共サービスの低下などの不安などについて、4回にわたり質問をさせていただきました。

しかしながら、現在でも村民の中には、本計画について疑問や不安を感じている方も多く、さらに候補地の変更や青少年広場の廃止など、情報が目まぐるしく変わる中で混乱も生じているのではないかと感じております。

そのような状況だからこそ、改めて村民の皆様に対して事業の経緯や、現在の状況、今後の見通しについて直接説明する機会が必要なのではないかと思います。

そこで、お伺いいたします。

村長及び教育長自らの、その熱い思い、言葉で、村民に対して説明をし、理解を得るためにも、改めて住民説明会を開催するお考えはないのかお聞かせください。私からもお願いを申し上げますが、ぜひ再度、住民説明会を開催していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） このおただしにつきましても、何回かお答えしております。住民説明会はいたしません。現在は、建築そのものについての連携協議会で案を練ったり、それから、来年度は指導主事を1人雇いまして、これは現職の教員です。そして、学校の教育をいかに鮫川らしく、義務教育学校らしくつくっていくかという段階に来ております。そういうときに、私は住民の方に学校の在り方とか、こういう学校になるんだよという説明はしていく考えは持っています。ただ、学校の是非について、住民説明会をするという考えはいたしておりません。

○議長（前田武久君） 窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

ただいまの答弁でも、現時点では住民説明会の開催の予定はないということですが、村側は十分に説明しているという認識と、村民が理解しているという状況では、私としてはまだまだ差があるように感じております。

だからこそ、村長や教育長のご自身の言葉で、こういう学校ができるんだ、こういう学校

だから安心して皆さん待っていてくださいというそういう熱い気持ちが、説明会とかで説明できればと個人的な気持ちで思っていたんですが、非常に残念な答えです。

了解いたしました。

これで、私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

〔7番 遠藤貴人君 登壇〕

○7番（遠藤貴人君） 最終、6番目の登壇となりました。

前回、12月議会でも義務教育学校について質問をさせていただきましたが、今定例会でも同様に、義務教育学校についての質問をさせていただきます。

前回、12月の定例会で一般質問した際に、教育長のほうから、もっと学んできてくださいといったエールをいただきましたので、今定例会に合わせて、教育課はもちろん、総務課、財政、地域整備課など、関わる各課をヒアリングして、そしてその上で、担当者からレクを受け、今定例会での一般質問を練り上げてまいりました。

通告に基づき、一般質問を進めさせていただきます。

義務教育学校建設についてです。

12月24日の全員協議会にて義務教育学校等の建設予定地が青少年広場に決定したとの報告がなされ、併せて中学校北西側山林及び修明高校跡地について選定されなかった理由が伝えられました。これらを含め義務教育学校建設について質問をします。

1、庁議にて義務教育学校の建設地が決定したと報告されましたが、前段階の庁議で青少年広場への建設は避けるべきと確認がされていたのではなかったでしょうか。

2、基本設計業務を請け負ったA社と、随意契約にて実施設計業務を契約しました。入札を行わず随意契約とした理由は何でしょうか。

3、青少年広場への学校建設であれば、同時に旧修明高校へのグラウンド整備が必要となってきますが、どのような計画を想定していますか。また、ふくしま駅伝の練習や球技大会、消防団の秋季検閲等への影響をどのように回避しますか。

4、地方債17億円を含む総額32億円の予算で計画は進んでいます。物価高が長期化している今、建設費が仮に10%上昇した場合、3億円の財源をどのように確保しますか。

5、令和9年度中に工事を開始すれば、基本設計や実施設計に国庫補助金が交付され、およそ1億2,000万円が対象となります。当初の計画から、建設候補地が見直されたことで計画が遅れている今、補助金獲得のため期限内に工事を開始するか、補助金を放棄して旧修明高校鮫川校跡地の利活用ビジョンなどを含めた全ての開発計画を熟慮するのか見解を求めます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 7番、遠藤貴人議員の義務教育学校建設についてのご質問につきましては、1点目の建設地決定の経緯、2点目の実施設計業務の随意契約の理由、3点目の旧修明高校跡地へのグラウンド整備及び5点目の工事開始時期については、教育長から答弁させ、その後、4点目の建設地の上振れへの対応について私から答弁させていただきます。

○議長（前田武久君） 藤田充君に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 1点目の、12月24日の庁議において、義務教育学校の候補地が決定したのかとの件につきましては、庁議というのは、総合調整と効率的遂行を図るための場でありまして、あくまでも村長の意思決定を補完または伝達する機能を果たす機関であります。最終決定につきましては、議会を経て執行者である村長が決定すべきものであるため、庁議での決定が最終判断と異なることがあると認識しております。

2点目の、入札を行わず随意契約とした理由につきましては、窪木浩一議員にお答えしたとおり、地方自治法施行令の規定にかなうものとして、随意契約を締結したものでございます。

3点目、旧修明高校へのグラウンド整備につきましては、青少年広場の代替グラウンドの整備は、現在の村民グラウンドを活用し、これまでの青少年広場の機能を継承し、義務教育学校等の教育と一体的に活用できる施設として整備する考えであります。

5点目の、義務教育学校の工事開始につきましては、現在のところ、令和9年度としております。また、その際、旧修明高校鮫川校跡地の利活用ビジョン等を含め、開発計画を進める考えであります。

以上、7番、遠藤貴人議員のご質問の1点目から3点目及び5点目に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 4点目の、建設費の上振れへの対応についてであります。

議員ご指摘のとおり、近年は資材価格や人件費の上昇が続いており、公共工事においても、建設費の上昇が懸念されているところであります。

本事業につきましては、現時点では基本設計に基づき、総事業費約32億円で計画しておりますが、今後の実施計画の段階において、建設費の動向を十分に踏まえながら事業費の精査を行ってまいります。

また、義務教育学校の整備に活用する公立学校施設整備費負担金につきましては、近年の建設資材や人件費の急激な高騰を受け、国において補助単価の上げが行われており、物価上昇分の全てを自治体が負担する仕組みとはなっておりません。事業費の増額が生じないよう、設計内容の見直しや、事業費の圧縮を図るとともに、国・県補助制度の活用や、地方債の調製など、総合的に検討し、財政への過度な負担とならないよう対応してまいりたいと考えております。

以上、7番、遠藤貴人議員のご質問の4点目に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） まず、再質問に移る前に、1番、2番、3番、5番、これ、答弁書、誰が書いているんですか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 教育長であります。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 特に、5番なんか、大変答えになっていないなと思って、今、聞いていたんですけども、私が聞いていることに対して、全く答えられていないなというふうに受け取りました。

4番の財政関係については、村長から答弁いただきまして、中身については把握をさせていただきました。

まず、再質問する前に、私は、財政状況が非常に苦しくて、なかなか潤沢な資金がない中でこの学校建設に取り組んでいるという認識で、再質問、この質問の通告もしていますし、それを考えに基づいて再質問をさせていただくつもりなんですけれども、まず、共通の認識の確認として、お金はあるんでしょうか、ないんでしょうか、財政は厳しいのか潤沢なのか、そこをまずお聞かせください。

○議長（前田武久君） 誰に質問なのかな、両方。

○7番（遠藤貴人君） はい。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 財政が厳しいのは確かでございます。ない中ではこういう事業は進められております。ある中で、ある範囲内で、私は進めていきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 財源につきましては、全てシミュレーションであります。シミュレーションの上に積み重ねていった結果が32億ということでございます。今後、実施設計の中でそれが実現する、縮小する方向性でコンパクトな義務教育学校を建設していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 村長の答弁、承知いたしました。

教育長、もう一度、お伺いしたいんですけども、その財源はあるという感覚なのか、ないという感覚なのか、それ積算して行って、もちろんそのというお話は分かるんですけども、そこに振っていけるお金があるのかなのかというのだけ。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 積算して、これは申請をして、そして当然認められるだろうという金額を重ねて行って、そして32億という総額を出したわけありますので、32億というそういう金額はありますが、実態がどこにあるかというのはこれからのことですので、これから申請して、そして補助金を頂いて、そして地方債をお借りして、そして積み上げていった32億であるということでございまして、これは可能だという確信をもって進めているところでございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） ちょっとかみ合わないですね、非常に。私は、そのもちろん積算して行って32億というのは理解しますし、これは起債を起こせる範囲で、もちろんそれは積算するというのは理解もしていますけれども、これ、起債を起こしたら、当然、今度償還していかなくちゃいけないわけじゃないですか。となると、その中で、厳しい財政の中で償還をしていかなくちゃいけないというふうに私は考えているんですけども、その認識はどうですかというようなことお伺いしているんですけども、その部分について、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） どうも失礼しました。

償還につきましては、建設後に30年間の、これは地方債ですね、間に返済するというところで、5年間の猶予がございます。したがって、それを、借りた分を分割して、毎年、25年間に完済するというシミュレーションを財政当局と確認して実施しようとするものでございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 何回もちょっと繰り返して大変申し訳なかったんですけども、償還をしていかになくちゃいけないということで、恐らく、議員も職員も、皆さんその財政状況は厳しいと、その中で償還をしていかになくちゃいけないというのは、ここは共通認識だと思っているので、今、ここに答弁にたどり着くまでちょっと何度も折り返しましたけれども、やっぱり財政状況は厳しいと、そういった中で再質問をさせていただく、その大前提に基づいて再質問をさせていただきます。

まず、1番目のその庁議に関してだったんですけども、決定機関じゃないよということのお話がありました。それは私も理解はしてまして、鮫川村の庁議規定に、第1条、村行政の総合的統一的運営を目途として、村長の意思決定の補完または伝達の機能を果たし、村政の総合調整と効率的遂行を図るため庁議を設置すると書いてありますので、先ほどの教育長の答弁のとおりなんですけれども、決定機関じゃないというのは私も理解はしております。

ただ、この庁議に参加しているメンバーが、村長の命を受けて、村長がということなんですけれども、それぞれの課長、室長、議会事務局長とか全てを、長、長、長とそれぞれの担当のトップが集まって開いている会議ですので、決定機関じゃないというのは理解をするんですけれども、ただ、ここでの確認事項とか、そういったものというのは、僕はこの鮫川村の行政運営をしていく上で、大変重い判断だなというふうに私は感じているんですけれども、その点は村長いかがですか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 検討会含めて、村のプロジェクトチーム、庁議ですね、含めて検討いただきまして、最終的に私が判断をしたわけなんですけれども、これ、もろもろ、いろいろなご意見がございます。ただ、最終的に判断を、どこかには決定しなきゃならない、そういうときに私が判断下したのが現状でございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） けれども、その決定が、私はいいか悪いかと言っているのではなくて、行政運営をしていく上で、この庁議での確認事項とか、そういった意思決定を補完するための庁議だということになっていきますけれども、そこでの判断というのは、大変重い判断、重い決定、重い確認ではないですかということをお伺いしたくて、その部分だけお願いします。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） もちろん、この職員ばかりではなくて、一般村民のお声だって全て重い答弁でございます、質問でございます、提案でもございます。しっかりと、そういうのは受け止めて決定しているところであります。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 教育長にちょっとお伺いします。

繰り返しになるんですけれども、ごめんなさい、庁議での決定、私は、その村民とか、それからプロジェクトチームとか、そういったところまでは話は広げていなくて、この庁議での確認とか、そういった決定って、メンバーを見ればそれぞれのトップが集まってやっている庁議なので、ここでの確認とかというものは、この行政運営を決定していく上で非常に重いものじゃないですかというふうにお伺いしているんですけれども、その点についてどのように感じますか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） メンバーを見れば、かなり重大な判断だろうと思いますが、ただ、その際の庁議においては、庁議によっては情報をいただくという場面もあるかと思います。

このおただしの庁議については、課長さん方の考えを聞いたという仕切りで進んでおります。

以上です。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） これらの長って非常に仕事もお忙しいでしょうし、庁議もするのが仕事だと言われれば仕事のうちなんでしょうけれども、集められてそこで話をして、決定、確認されたことが、もしそれが、本当にもう一回大転換ですよ、ちょっとした微細な変更であれば、それはもちろん、最終的な決定権は村長にありますので構わないと思いますけれども、青少年広場につくらないということを確認された上で、建設するのは青少年広場だということであれば、この庁議、一体何だったのと僕はなってしまうというふうに感じているんです。

なので、もし青少年広場に決定するのであれば、いろんな、様々な理由があると思います。こういった資料も示されて、このメリット、デメリットというの書いてありまして、これ、メリットなのかデメリットなのかなんて感じる部分も正直ありますけれども、こういったところを経て、総合的に判断したということであれば、僕は青少年広場でも構わないと思うんです。

ただ、その庁議で確認されたことをひっくり返して、青少年広場にするというのであれば、もう一度庁議を開いて、各課から意見をいただくとか報告をするとか、そういったプロセスがあってもいいんじゃないかなと私は感じているんですけれども、その点についていかがですか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 場所の設定の庁議ですね、庁議の中では、私は、副村長や教育長を含めて、そういうお話はした覚え、記憶はあります。ただ、これに対してのご質問はなかったように、そういう記憶しています。それと、場所の設定に関しましては、これは全議員の前でもお話、経過、場所の変更、これは話していると記憶しております。というそういう中で、学校づくりを進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） おただしの庁議については、そういうふうな各課長さん方の意見がありました。決定したという庁議も開いております。その際、今、村長が申したとおり、課長さん方の意見はなかったということで議会へと進んでいった経緯がございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 承知をいたしました。

じゃ、青少年広場というふうに決定した庁議も開いているというようなお話でしたけれども、今、それでよろしいですか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 庁議というか、課長会議、これ毎月1回ございます。その中で、学校づくりの経過説明はしております。その中でのご質問は、私はなかったように、みんな、質問は何かこの取組についてご質問がありますかというお話の中では、なかったような気が。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 何回も本当申し訳ないんですけれども、今、教育長から青少年広場に決定したという庁議も開いておりますというお話があったんですけれども、その庁議はあつ

たんですねということを確認したんです、最終的に、村長に。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 教育長の言うとおりで。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 承知をいたしました。

じゃ、青少年広場に決定をするという庁議も行われたということで承知をいたしました。

②番のほうの再質問なんですけれども、まず、先ほどの質問と重なる部分もあるんですけども、もう一度、ちょっと私のほうからも確認をさせていただきたいんですが、この随意契約をする場合、幾つか条件が定められていまして、先ほど地方自治法の167条というお話もありましたけれども、随意契約される場合、まず、1つ目、少額の契約であるということ、それから、緊急の必要性がある場合、先ほど、3番、これ教育長が答弁なさったと思うんですけども、競争性がない場合、特命随意契約と言われる、特定の業者しか持っていない特許、特殊な技術である場合、それから、落札されなかった、入札が不落だった、不落の随契、それから、5番目としては、何か国家機密に関わるようなそういった秘密性がある場合ということだと思んですが、繰り返しになりますけれども、今回その随意契約に至ったその理由というのは、この特命随契といった認識でよろしかったでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 情報について、私どもの持っている、念頭に置いてある情報とちょっとずれがあるんですけども、私どもが申し上げたのは、地方自治法第167条の2の第1項第6号ですね、これを先ほど窪木議員へ答弁いたしました。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） これ、その基本設計と実施設計は密接不可分であるというところが、その6号というところに合致するということでしたか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） そうではなくて、読み上げますと、競争入札に対することが不利と認められるときですね、これを適用させていただいたということになります。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 競争入札に不利となるその不利の部分というのを、ちょっと詳しくご説明してください。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） これも先ほど申しましたように、事業の設計の意図を正確に反映し、事業の効率性を高めるために、同じ業者が一貫して担当することが推奨されるというケースと判断いたしました。随意契約についての有意性ですね、そういうことで答弁したところでございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） ですから、このやっぱり基本設計と実施設計が密接不可分であるというところが、そういったところに関わってくるんだらうというふうに感じました。

これ、随意契約というのは、当然今まで設計に関わっていただいた業者ですので、随意契約ということも、もちろんこれは考えられることだというふうに思いますけれども、ただ、その金額が非常に大きいというところに、やっぱり懸念されるのかなというふうに感じていて、この随意契約される場合に先ほど少額ということがありますけれども、少額の随意契約であれば、もちろんこれはあり得るだらうというふうに感じるんですが、これ1億円以上のその随意契約って、その金額の大きさについてはどのようにお感じでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 私どもが判断したことは、その金額の高さではなくて、国交省のガイドライン等、これでも設計の一貫性というのが重視されているということでございますので、それを適用したということでございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） これ、令和7年度の見積り合わせ執行状況一覧表ということで、令和8年1月30日に鮫川村義務教育学校等施設建設事業施設実施設計業務として契約をされているかと思うんですが、財務規則、これ、村の財務規則の127条に契約権者は随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないという規定があるようですが、見積書は何者から取ったんでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 課長から、ちょっと答弁させます。

○議長（前田武久君） 教育課長。

○教育課長（渡邊 敬君） 教育課長です。

今、おただしの見積りは何者かということでありまして、1者ということでありまして。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） これも、規定、財務規則でも、なるべくと書いてあるので、これ、なるべくなので、1者でもいいんでしょうが、なるべく2人以上の者から見積りということで、こういった努力義務が課せられると思うんですけども、この1者だった理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 理由とすれば、先ほど来申し上げておりますように、基本設計の設計業者との一貫性と、そういうところでございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） しかし、一方で、その考え方とすれば、基本設計の完成品は村のほうでいただいているわけですよ、当然、お金お支払いして、その成果物として、図面はいただいているということですよ。

ということであれば、建設をする業者というのは、ほかにもいらっしゃると思いますので、今のご説明ももちろん理解はします、一貫性がということであれば理解はしますし、逆に、ここで入札をかけても、今まで全く業務に携わっていなかった業者が、その図面だけあるからといってそこに入ってくるというのは、非常に、私は現実的にはハードルが高いなというふうには感じてはいるんですけども、ただ、一方で、2者以上あれば、先ほど財政が厳しいというお話もありましたので、入札をすることによって、さらに経費が抑えられたりといったその可能性というのはなかったんでしょうか。

○教育長（藤田 充君） じゃ、課長のほうから答弁させます。

○議長（前田武久君） 教育課長。

○教育課長（渡邊 敬君） 教育課長であります。

今、その、他者は落札する可能性もあったのではないかということのご質問ですよ。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） もちろん、入札なので、他者が落札する可能性もあったとは思いますが、これ、それで見積り合わせというふうに書いてあるんですけども、見積り合わせは、今、1者だというお話でしたけれども、これ、どこどこが見積り合わせをしたということなんですか、まず、ちょっと、その前段としてこれ確認させてください。

○議長（前田武久君） 教育課長。

○教育課長（渡邊 敬君） 見積り合わせはしていません、1者ですので、見積り合わせはしていないということです。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 例えば、教育課でそういった、当てはめていって、その見積りを作成して、例えば業者が持ってきたものがそれ以上だったとか以下だったとかという、そういったこともされなかったんですか。

○議長（前田武久君） 教育課長。

○教育課長（渡邊 敬君） 今、教育課内で見積書作成してというお話だったんですけども、それ、見積書ではなくて予定価格ということでしょうか。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 何か単価を積算していってというようなお話を伺っていたんですけども。

○議長（前田武久君） 教育課長。

○教育課長（渡邊 敬君） それ、まさに予定価格であります。当然、教育課内で予定価格は設定しております。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） すみません、勘違いしていました。それは予定価格の積算であって、それを下回ってきたから契約をしたというようなお話ということですね、理解しました。

先ほど聞いたのは、実際、途中から入札というのはなかなか厳しいだろうと思うんですけども、結局、随意契約したA社になったとしても、何ていうんですか、やっぱり競争相手がいればというふうに思ったんですけども、決して、そちら側の人間、働くばかりではないと思いましたので、随意契約のそういった経緯は承知をしました。

ただ、やっぱり、透明性の確保というところ、非常に大事なのかなというふうには感じたので、あえて基本設計と実施設計を変えているようなところも、恐らく変えている自治体もあるということでしたので、透明性の確保という部分について、どういったご認識かなということをお伺いしたかったので、最後その部分だけちょっとお伺いして。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 透明性の確保ということですけども、適正に随意契約を結んだと、そして、村長決裁があったということでございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 承知しました。

では、先ほど村長から答弁していただいた④の地方債の部分だったんですけども、まず、

先日お示しされた利活用ビジョンだったんですけれども、これを用いて県からの補助金を活用していきたいというようなことだったと思うんですけれども、こちらの利活用ビジョンを用いての補助金というのは、現在どういった状況になっているのかをお聞かせください。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 副村長から答弁させます。

○議長（前田武久君） 副村長。

○副村長（板垣良夫君） 今、遠藤議員からおただしありました利活用ビジョン案の進行状況につきましてご説明申し上げます。

2月にビジョンのたたき台案のほうを、村民の方及び幼保小中連携協議会のほうにご意見を伺いました。ご意見のほうについては、2月末まで、3月1日を締切りとして、大体、村民の方2名の方からご意見をいただくとともに、幼保小中連携協議会の委員の方からも4名の方からご意見いただきましたので、そういった意見を踏まえまして、今、利活用ビジョン案の最終案のほうを策定しているところでございます。

今後、議会の議員の皆様の方々にも、そういった利活用ビジョン案のほうを改めて報告を申し上げまして、最終的には3月末までには策定のほうを進めていきたいと思っております。

そういった利活用ビジョン案を決定した後につきましては、4月以降に県との協議におきまして、修明高校鮫川校の跡地について、現在、県の教育委員会と協定書を結んでおりますので、そういった協定書をもう一回変更するための基礎資料として活用させていただきます。

あと、12月に私のほうから説明させていただきました、現時点で県の県立学校等空き校舎等利活用補助金につきましては、あくまでも空き校舎または空き校舎が立地する跡地について、何らかの整備について、県から補助を受けられるということの要綱となっておりますので、村の考えといたしましては、先ほど教育長からも答弁ありましたとおり、できれば青少年広場に建設する義務教育学校等についても、幅広く柔軟に補助金を適用してほしいということで、3月末に策定する利活用ビジョン案をもって県の担当部局とは協議していきたいというふうに考えております。

ということで、利活用ビジョン案を用いた補助金の協議については、県とは4月以降に行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） その補助金が非常に金額が大きいので、ぜひそれを活用して、義務教

育学校その他の利活用ビジョンに充てられるようにというふうには、それは皆さん考えていることだと思えますけれども、先ほど、経常収支比率というお話もありましたけれども、これ、95を超えないようにやっているといったところで、私、4番のところで質問したら、国のほうもその事業費のそういった増加分は見てくれるので全て持ち出す必要はないと、国会でも今そういった議論されているというのは私も承知はしていましたがけれども、本当に、どんどん建設費が高騰しているという中で、やっぱり32億ということ、その95%ということで、現在予算化をされているかと思うんですが、やっぱり経費がどうしても膨らんできて、これ、私もそうなんですけれども、学校建設に対して、非常に、村民もですけれども、不安がどうしてもあるというところ、先ほど、村長、全く惜しくないんだというようなお話されていましたがけれども、私も惜しくないと思いますよ、教育施設つくっていくということに関しては。

ただこれって、あくまでも財政状況とか、やっぱりお金があつてのことなので、ない袖は振れないと思いますし、無尽蔵にお金つぎ込んでいくわけにもいかないので、やっぱり95%を超えてきたときには、行政運営にも影響が出てくる可能性も出てくるというところで、そうならないといけないというところで、皆、いろんな議論に議論を重ねているんだと思うんですが、その経費が膨らんで95%超えた場合ですね、仮にですよ、その行政運営にも影響が及ぶかもしれませんし、年齢別人口統計表ということで、これ、いただいたんですけれども、今年度生まれたお子さんが3名だったということをお伺いしております、今現在、身籠られている、母子手帳を持っていった方が1名というふうにお伺いをしているんですが、お子さん生まれるまでに10か月はかかりますので、恐らく、夏ぐらいまでに身籠る方がいらっしゃらなければ1名ということになってくるんだろうなというふうにご考えております。

それ、当てはめていったときに、令和11年に開校したとして、恐らく数年来の間に複式学級になってしまうんだろうなというふうなことが考えられます。複式学級になると、村民もちろんですし、私もなんですが、こういった現況で義務教育学校の建設に突っ込んで行って、32億で仮に7割しか完成しなかった場合、工事は止められないと思うんですよ。さらに補正に補正を重ねて、最終的には、これは校舎を完成させなければいけないということになると思うんです。工事、止められませんし、完成して、仮に40億だったという場合に、経常収支比率の95%を超えて行政運営に支障が出た場合、これ誰が責任取るんですかとなったときに、これ、誰も取れませんよねと、私、思っているんです。

ですから、楽観視は全くできない状況なんだろうなというふうにご考えていまして、全国に

は義務教育学校建設に向けて議論を進めていったけれども、やっぱりこれは、なかなか今後の人口動態とか財政を見たときに、厳しいという判断をされて、白紙撤回をされたというような自治体も実際に全国にはあるんです。それをしろと言っているわけじゃないですよ、実際にそういったケースも全国にはありますよというような参考例として述べているだけであって、ですから、そういった楽観視を全くできない状況なので、総体的なその事務の見直しですとか、また、様々な、先ほど村長答弁の中で補助金を有効活用してということでご答弁ありましたけれども、そういったことで地方債をなるべく抑える、それから一般財源の支出も抑えるといった、そういった努力が今後必要なんだろうというふうに私は考えているんです。

もう、後戻りは、私はできないと思っているんですよ、もう行くところまで今現在行ってしまっていますから、ですから、後戻りはできないので、その中でどうするかと考えたときに、教育長、コンパクトというようにお話もされていますけれども、そのコンパクトとおっしゃっていますけれども、実際それやっていくのってなかなか大変なんだろうというふうに思うんですが、ただそれに向けて、やっぱり少しでも圧縮をしていく努力をしていかなければならないと私は思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 遠藤議員のおっしゃるとおりでございます。

財政は生き物であります。そのときそのときによって金額も変わってくるとは思っております。ただ、村は32億以内で建設する、そういう思いで今、進めております。経常収支95%以内、それも財政課含めてしっかりと検討して進めている中であります。

また、遠藤議員にも窪木議員にもお話したんですけれども、今、学校がそういう危険校舎になっている、そういう状況の中で、危険校舎の中に子供らを通わせていいか悪いか、そこらの判断の材料としてお願いしたいと思っております。

また、子供が1人でも2人でもいれば、これは、学校は必要であります。村に学校がなくなったならば、これ、村外に通わせなきゃならない、そうすると父兄の方の負担も相当増えるものと思っております。そういうことにさせないように、村は今、財政状況をしっかりと鑑みて子供たちに利便性のよい学校を提供していきたいとそういう思いで学校づくりを進めております。あくまでも、家庭の中で、このくらいかかるんだから学校は大変でしょうか、こういう話は、遠藤議員の心配も重々承知しておりますが、ただ、そういう、今言ったように危険な校舎の中に子供らは通学させない、させられない、そういう思いで、今、進めてお

ります。

財政的には、しっかりと財政課、県の財政課とも含めて検討してまいりますので、よろしくご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） でも、先ほど、答弁の中で、学校施設整備基金ですか、それを使って足りなくなった場合に、学校建設のほうにその資金というなお話があったかと思うんですけども、解体の話でしたかね、解体に使うための基金ですので、基本的には、だからそれやっぱり建設に使ってしまうというわけには、なかなかいかないのかなというふうに感じているんですが、その点もそういった共通の認識でよろしかったでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） 学校施設整備基金については、7億強、7億以上はあると認識しておりますが、その活用については、現在のところ校舎の解体に活用させていただきたいというところでございます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） おっしゃるとおり、やっぱりそこ解体に使うその原資にしていかないと、解体をできなくなってしまうということになるので、整備する基金なので、幾らにでもというか、整備については使えるかと思うんですけども、建設費に流用するのではなくて解体費として考えていただいたほうがよろしいかなと思いましたので、そういった認識であるということのご確認をさせていただきました。

最後にさせていただきます。

先日、こどもセンターの保護者会役員会がありまして、そちらで保護者に義務教育学校についての意見を出してくださいというようなお願いを保育士の先生のほうからあったんですけども、そうしたら、保護者の方が、学校って建設するんですかとか、私たちがここで意見を出して何か変わるような、今、段階なんですかとか、状況なんですかみたいなお話がありまして、私自身はすごく愕然としたところであります。

それ何でかという、結局その学校つくるんだよとかということすらもやっぱり伝わっていない保護者さんがいるんだなというふうに感じていまして、私はこういった仕事携わっている、今どういった状況にあるというのが分かりますし、保護者さんに折に触れてそういったお話はさせていただいているつもりではあったんですけども、学校建設するんですかというような保護者さんがいるんだというふうに思って、やっぱりまだまだ伝わっていな

いなというふう感じたところです。

先ほどの答弁の中で、学校建設の是非を議題にする住民説明会はしないというお話がありましたけれども、もうその是非、先ほども言いましたけれども、是非の段階ではないと思うので、私はその是非の住民説明会をやってくださいというようなお話を12月のときも実はしていたわけではなくて、12月のときに教育長から前向きな答弁いただけなかった理由が今度の3月の議会で何か点と点がつながったような気がしたんですけれども、そういった是非を問う住民説明会をやってほしいということではなくて、私は、今回のこの議会最終日にも議員全員協議会にてレイアウトなどの説明があるようですが、議会だけではなく、ぜひ、小中学校の保護者会総会とかそういったことがこれからあるでしょうから、そういったところでも結構ですし、何かのタイミングで教育課からぜひ現場に出向いて行って、保護者の方に、今、こういうレイアウトになりましたとか、ここまで進んでいますというその報告で私はいいと思うんです、意見を伺うということではなくて、あくまでも報告で結構ですので、やっぱり、一切そういった説明がないと、この保護者のように学校つくりますかというようなこと、その個人個人、もちろんそれは興味関心、それぞれあるとは思いますが、やっぱり保護者さん、これから小中学校に通わせる保護者さんにすら伝わっていないというのは、私はとても残念だったので、その部分を何とか伝えていただきたいというふうに私は感じているんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長。

○教育長（藤田 充君） これも、先ほど来お話しさせていただいておりますが、令和8年度から3年間はそういうふうな期間であると、説明をしていくと、教育内容とか、どういうふうな事業になるのかとか、じゃ、どういう教室になるのかとか、それを越えて、どういうふうな学習がなされるのかとか、そういう話をぜひともやっていかなければならないというふうに考えております。

そのために、発案員といいます、現職の教員を1名、村で採用して、その任に当たらせるというようなことで、説明責任を果たしていくということでございます。

なお、4月3日には先んじてこどもセンターで、お邪魔して保護者さんと会話、講話をして、質問等も受けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 今まで、そういったことに関して、やはり、あまり積極的に行ってこ

られなかったというようなこともありましたので、ただ、今後3年間についてはそういったことを積極的に行っていくというようなご答弁ありましたので、そちらに期待しながらも、一度に多くお伝えすると保護者も戸惑うかと思いますので、少しずつ何度かに分けて、回数を重ねながら説明をしていただければなというふうに感じています。

まだまだ、義務教育学校の建設に向けて様々あると思いますが、今後もこちらの事業に注視をしながらも、今回の一般質問はこれにて終わらせていただきます。

○議長（前田武久君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は12日、13日、16日は常任委員会で議案調査及び現地調査を行います。

14日から15日までは休会といたします。

17日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時35分)

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和8年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和8年3月17日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第 33号 村有財産の無償貸付についての撤回の件

撤回理由の説明・採決

日程の順序の変更

日程第 1 議案第 1号 鮫川村教育委員会事務局の指導主事の給与等に関する条例

質疑・討論・採決

日程第 2 議案第 2号 鮫川村幼児送迎バスの運行及び利用に関する条例

質疑・討論・採決

日程第 3 議案第 3号 鮫川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

質疑・討論・採決

日程第 4 議案第 4号 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 5 議案第 5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 6 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 7 議案第 7号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 8 議案第 8号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 9 議案第 9号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

- 日程第10 議案第10号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第11号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第12 議案第12号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第13号 鮫川村火入れに関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第14号 鮫川村道路占用徴収条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第15号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第16号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第17号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第18号 令和7年鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第19号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第20号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第21号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第22号 令和8年度鮫川村一般会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第23 議案第23号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

質疑・討論・採決

日程第24 議案第24号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

質疑・討論・採決

日程第25 議案第25号 令和8年度鮫川村介護保険特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第26 議案第26号 令和8年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第27 議案第27号 令和8年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第28 議案第28号 令和8年度鮫川村簡易水道事業会計予算

質疑・討論・採決

日程第29 議案第29号 令和8年度鮫川村集落排水事業会計予算

質疑・討論・採決

日程第30 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（中の沢地域振興組合）

質疑・討論・採決

日程第31 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水施設
運営管理組合）

質疑・討論・採決

日程第32 議案第32号 村有財産の無償貸与について

質疑・討論・採決

日程第33 議案第34号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定について

質疑・討論・採決

日程第34 議案第35号 工事請負契約の変更について

質疑・討論・採決

日程第35 発議第 1号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則

質疑・討論・採決

日程第36 発議第 2号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第37 請願について

請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願

について

審査結果報告・質疑・討論・採決

日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第 3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 議案第36号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第3 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第4 同意第 1号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（9名）

1番 窪 木 浩 一 君

2番 本 郷 弘 義 君

3番 青 戸 義 之 君

5番 森 田 重 男 君

6番 森 隆 之 君

7番 遠 藤 貴 人 君

8番 北 條 利 雄 君

9番 緑 川 茂 君

10番 前 田 武 久 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 宗 田 雅 之 君

副 村 長 板 垣 良 夫 君

教 育 長	藤 田 充 君	総務課長	矢 吹 かおり 君
住 民 福 祉 課	鈴 木 庄 悟 君	農 林 商 工 課	我 妻 正 紀 君
地 域 整 備 課	鈴 木 隆 寛 君	教 育 課 長	渡 邊 敬 君
村 づ く り 推 進 室	船 木 博 枝 君	代 表 員	森 洋 君
会 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 千 鶴 子 君	監 査 委 員	

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	古 舘 甚 子	書 記 緑 川 正 和
---------	---------	-------------

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

初めに、村長より、議案第33号 村有財産の無償貸付についての撤回請求書が提出され、議長において受理しました。その写しを配付しております。

次に、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出が提出されましたので、その写しを配付いたしました。

また、提出者、6番森孝之議員より、発議第1号並びに発議第2号の2議案が提出され、議長が受理しました。その議案書をお手元に配付しました。

総務文教常任委員会に付託しました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書、提出の請願についての審査、結果の写しをお手元に配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第33号の撤回理由の説明、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第33号 村有財産の無償貸付についての撤回を議題とします。

本案について撤回理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第33号の村有財産の無償貸付についての撤回についてのご説明を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案第33号 村有財産の無償貸付について、議員の皆様には長時間にわたり慎重に審議していただき、誠にありがとうございました。

本議案は村有財産の有効活用を目的とし、民間提案を広く募集し、応募のあった一般社団法人あぶくまエヌエスネット代表理事、進士徹に対し、大字赤坂東野字葉貫70番の宅地及び建物について無償貸付を行うために提案したものでございます。しかしながら、先般の議案調査等を踏まえ、改めて検討を行ったところ、本件につきましては地域住民の皆様の十分な理解を得るために地元説明会の開催などを含めた取り組みを進める必要があると判断いたしました。

このことから、議案第33号 村有財産の無償貸付について、撤回させていただくことといたしました。このような事態に至りましたことをおわび申し上げますとともに、議員各位におかれましては事情をご理解いただきご許可賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号 村有財産の無償貸付についての撤回の件を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立多数です。

したがって、議案第33号 村有財産の無償貸付についての撤回の件は許可することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時05分）

○議長（前田武久君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時05分）

◎日程の順序の変更

○議長（前田武久君） お諮りします。

日程の順序を変更し、ただいま配付しました議事日程に変更したいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、配付しました議事日程に変更することに決定しました。

◎議案第1号～議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第1号 鮫川村教育委員会事務局の指導主事の給与等に関する条例から日程第14、議案第14号 鮫川村道路占用徴収条例の一部を改正する条項までの14議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 鮫川村教育委員会事務局の指導主事の給与等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 鮫川村幼児送迎バスの運行及び利用に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 鮫川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 鮫川村火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 鮫川村道路占用徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号～議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第15、議案第15号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第21、議案第21号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和7年鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第22、議案第22号 令和8年度鮫川村一般会計予算から日程第29、議案第29号 令和8年度鮫川村集落排水事業会計予算の8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和8年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 令和8年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和8年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和8年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 令和8年度鮫川村簡易水道事業会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 令和8年度鮫川村集落排水事業会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第30、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（中の沢地域振興組合）から日程第31、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水施設運営管理組合）までの2議案を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（中の沢地域振興組合）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水施設運営管理組合）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第32、議案第32号 村有財産の無償貸付についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号 村有財産の無償貸出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第33、議案第34号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、決

○議長（前田武久君） 日程第34、議案第35号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号～発議第2号の上程、趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第35、発議第1号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則から日程第36、発議第2号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者、6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） ただいま発議しました鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、現在の社会情勢等に合わせ、所要の規定整備の改正を行うため、この規則を提出するものでございます。

次に、鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明をいたします。

本案も、地方自治法の一部改正に伴い、現在の社会情勢等に合わせ、所要の規定整備の改正を行うものです。

また、議案第4号 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例が村長より提出され、先ほど可決されました。これにより、当議会の常任委員会の所管見直しの改正を行う必要があることから、この条例を提出するものでございます。

よって、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから発議第2号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第37、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 請願審査結果を報告いたします。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の結果。総務文教常任委員会に付託された請願については、3月12日午前9時から委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。2025年春闘での過去最高水準の賃上げは実現したものの、物価高によって実質賃金は低下し、個人消費への持ち直しには至っておりません。

生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ってこそ賃金、経済、物価を安定させた巡回軌道に乗せることが重要と考えます。

さらには人手不足を補うため、賃金引き上げを中心とした総合労働条件の改善や地域経済

の好循環を果たすことが政労使の役割であり、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と判断し、採択とすることに決定いたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定したので報告をいたします。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（前田武久君） 日程第38、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって本件は、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時29分）

○議長（前田武久君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時31分）

◎日程の追加

○議長（前田武久君） お諮りします。

発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが、6番、森隆之君議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

また、ただいま村長から議案36号から諮問第1号までの4議案が提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5とし、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第5とし、議題とすることに決定しました。

◎発議第3号の上程、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第1、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を採決

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第2、議案第36号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

[村長 宗田雅之君 登壇]

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第36号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

去る3月4日の大雪の影響により村民保養施設の源泉に設置されているポンプが故障いたしました。このため復旧予定日である3月21日まで休業を余儀なくされております。休業期間中に発生する営業損失等に伴い、指定管理業務委託料に不足が見込まれることから、補正予算を計上し、追加提案させていただくものであります。

それでは、追加議案書の1ページ、一般会計歳出補正予算、事項別明細書も同じく1ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては歳出のみの計上となっております。これに伴い、補正前及び補正後の歳出予算総額はいずれも39億350万1,000円であり、総額に変更はございません。

次に、事項別明細書の歳出につきましてご説明申し上げます。

歳出につきましては、3款民生費1項1目12節委託料において、村民保養施設指定管理業務として104万5,000円を増額し、13款予備費から同額である104万5,000円を減額するものであります。

以上で、議案第36号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第3、議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお開き願います。

この議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

和解の相手方の氏名等につきましては記載のとおりであります。

次に事故の概要についてご説明申し上げます。

令和8年1月27日午前7時40分頃、大字赤坂中野字道少田地内（鮫川小学校敷地内）におきまして、停車していた相手方車両に対し、後進していたスクールバスが接触し、相手方車両のバックドア等に損傷を与えたものであります。

次に、損害賠償の額及び和解の内容についてご説明申し上げます。

村は、相手方車両の修繕費用並びに代車費用30万8,934円を負担し、当事者双方において

将来にわたり示談書に記載された事項以外一切の債権及び債務を有しないことを相互に確認するものであります。

以上で、議案第37号の提案理由の説明とさせていただきます。

議案にご賛同賜りますようお願い申し上げ説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第4、同意第1号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ただいま議題にあります案件につきましては、自身に関する議案であるため、退席の申出がありましたので、これを許します。

教育長、藤田充君、退席願います。

〔教育長 藤田 充君 退席〕

○議長（前田武久君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、同意第1号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

追加議案書の4ページをお開き願います。

今回鮫川村教育委員会教育長に任命したく同意を求める方は、現在、村教育委員会教育長としてご尽力をいただいております藤田充氏であります。住所、生年月日は記載のとおりであります。

藤田氏は令和5年10月1日から本村の教育行政の要であります教育長としてその手腕を発揮していただいておりますことはご承知のとおりであります。本村の教育行政の振興には欠くことはできない方ありますので再度任命させていただきたいと考えております。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

以上で、同意第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ説明を終わります。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

教育長、藤田充君に入室を認めます。

〔教育長 藤田 充君 入室〕

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に申し上げます。

教育長の任命については、原案のとおり同意されたので報告します。

ここで、教育長、藤田充君より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、藤田充君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） このたび、本鮫川村議会において私の教育長任命に対しまして議員

各位の同意をいただき、大変感激しております。これまで2年半にわたり教育長を務めてまいりましたが、議員各位のご指導を賜り、何とか任期を全うすることができましたこと、この場を借りて御礼、感謝申し上げます。

今後は、今期にも増して誠心誠意、最大限の努力をもって職務に邁進してまいる所存でございます。さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田武久君） これで教育長、藤田充君の発言を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

追加議案書の5ページをお開き願います。

人権擁護委員は市町村長が議会の意見を聞いて推薦をし、法務大臣が委嘱することになっております。

今回、人権擁護委員に推薦する方は、大字青生野にお住まいの長久保誠一氏であります。

住所、生年月日は記載のとおりであります。

長久保氏は、青生野区の皆さんの推薦により副区長、区長を歴任され、人格、識見が高く、広く社会実情に精通し、人権擁護委員として適格者であると考えておりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の定めに基づき、人権擁護委員候補者として推薦するものでありますので、議会のご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となります。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は長久保 誠一さんが人事擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和8年第1回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時49分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和8年3月17日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 青 戸 義 之

署 名 議 員 森 田 重 男